

独立行政法人農畜産業振興機構の
令和元年度に係る業務の実績に関する評価書

農林水産省

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1．評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人農畜産業振興機構		
評価対象事業年度	年度評価	令和元年度（第 4 期）	
	中期目標期間	平成 30～令和 4 年度	

2．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		農林水産大臣		
	法人所管部局	生産局	担当課、責任者	総務課長 山口 博之
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 常葉 光郎

3．評価の実施に関する事項	
農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（平成 27 年 4 月 27 日付け 27 評第 104 号政策評価審議官通知。以下「評価実施要領」という。）に基づき、法人が自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「自己評価書」という。）を踏まえて、政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、法人所管部局である生産局が法人の業務の実績評価（以下「評価」という。）を実施し、評価書案を作成した。また、評価を実施するに当たっては、農林水産省独立行政法人評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催し、外部有識者の意見を聴いた。さらに、評価の客観性を担保するため、大臣官房広報評価課が評価書案の点検を行った上で、評価書を決定した。 なお、有識者会議に併せ、法人の長及び役員等にヒアリングを実施するとともに、監事から意見を聴取することにより、評価に必要な情報を収集した。	

4．その他評価に関する重要事項
特になし。

1. 全体の評定																																
評定 (S、A、B、C、D)	B：令和元年度の業務は、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況																														
		30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度																										
		B	B																													
評定に至った理由	評価を行った結果、小項目では8項目が a 評価となり、中項目ではいずれも B 評価となったことから、大項目の評価は、いずれも B 評価となっており、また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、評価実施要領に基づき B 評価とした。																															
	(項目別評定の分布)																															
	小項目では、108 項目中 8 項目が a 評価、88 項目が b 評価、評価対象外が 12 項目																															
	中項目では、 31 項目中 23 項目が B 評価、評価対象外が 8 項目																															
	大項目では、 8 項目中 6 項目が B 評価、評価対象外が 2 項目																															
	<table><tr><th colspan="2">評 価 項 目 (大 項 目)</th><th>評価</th></tr><tr><td>第 1</td><td>国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</td><td>B</td></tr><tr><td>第 2</td><td>業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</td><td>B</td></tr><tr><td>第 3</td><td>予算、収支計画及び資金計画</td><td>B</td></tr><tr><td>第 4</td><td>短期借入金の限度額</td><td>B</td></tr><tr><td>第 5</td><td>不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</td><td>B</td></tr><tr><td>第 6</td><td>第 5 に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</td><td>—</td></tr><tr><td>第 7</td><td>剰余金の使途</td><td>—</td></tr><tr><td>第 8</td><td>その他主務省令で定める業務運営に関する事項</td><td>B</td></tr></table>					評 価 項 目 (大 項 目)		評価	第 1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B	第 2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	第 3	予算、収支計画及び資金計画	B	第 4	短期借入金の限度額	B	第 5	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B	第 6	第 5 に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	第 7	剰余金の使途	—	第 8	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B
	評 価 項 目 (大 項 目)		評価																													
	第 1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B																													
	第 2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B																													
	第 3	予算、収支計画及び資金計画	B																													
第 4	短期借入金の限度額	B																														
第 5	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B																														
第 6	第 5 に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—																														
第 7	剰余金の使途	—																														
第 8	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B																														
2. 法人全体に対する評価																																
法人全体の評価	国民に対して提供するサービスの項目については、セグメント毎に、経営安定対策では、目標どおりの迅速な交付金の交付等を行っているほか、需給調整・価格安定対策、8 月から 9 月の前線に伴う大雨による被災農業者への支援、CSF の発生に伴う各種支援、新型コロナウイルス関連対策など、国の要請を踏まえた畜産関係の緊急対策についても、迅速かつ的確に実施している。野菜関係業務に関しては、暖冬による野菜価格の大幅低下の中で、令和 2 年 3 月、緊急需給調整事業の運用を見直し、供給過剰となった野菜（キャベツ）のフードバンクへの提供を初めて実施した。また、砂糖・でん粉関係業務では、輸入指定糖等に加えて、T P P 1 1 協定の発効に伴い開始された輸入加糖調製品を含む全対象品目の調整金徴収業務について、年間約 500 者から約 14,400 件の売買申込みに係る手続を全て web システムを通じて行い、効率的に実施したことは評価できる。業務運営の効率化の項目については、業務経費（附帯事務費）や一般管理費を計画どおり削減している。また、調達等合理化計画に基づく契約の適正化、内部統制に係る平成 27 年度からの新たな取組についても、計画どおりに実施している。この他、砂糖勘定の繰越欠損金に関する借入コストの抑制、不要財産の国庫納付等についても、計画通りに実施しており、総じて順調な組織運営を行っているとは評価する。																															
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。																															

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	・内部統制に係る体制については、今後とも、その定着をさらに図るとともに、有効性の観点から随時見直し・充実を図る必要がある。 ・情報セキュリティについては、政府機関統一基準群等の改正を踏まえた関連規程等の見直し、標的型メール攻撃を想定した訓練、不許可端末遮断装置の導入等の取組を行っており、重大なインシデントは発生していないが、今後も十分な対策を講じる必要がある。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	(有識者からの意見) ・コロナ禍の対応として、在宅勤務の活用等の働き方改革を検討した方がいいのではないか。 ・経費の削減目標について、独法化以降行われている毎年度一律の削減を今後も継続するとすれば、いずれ業務に支障が生じるのではないか。

様式 1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B					
○1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務	B	B				1－1	
（1）経営安定対策						〃	
ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等						〃	
◇（ア）肉用牛交付金の交付	b○	a○重				〃	
◇（イ）肉用牛交付金の交付状況の公表	－	b				〃	
◇（ウ）肉豚交付金の交付	－○	－○重				〃	
◇（エ）肉豚交付金の交付状況の公表	－	－				〃	
イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等						〃	
◇（ア）生産者補給交付金の交付	b○	b○重				〃	
◇（イ）ホームページによる交付状況の公表	b	b				〃	
◇ウ 畜産業振興事業	b	b				〃	
◇（2）緊急対策	<u>b</u>	<u>a</u> 重				〃	
○2 畜産（酪農・乳業）関係業務	B	B				1－2	
（1）経営安定対策						〃	
ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等						〃	
◇（ア）生産者補給交付金等の交付	b○	a○重				〃	
◇（イ）加工原料乳認定数量等に係る情報の公表	b	b				〃	
イ 畜産業振興事業						〃	
◇（ア）酪農対策 加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る所要（当面の必要額）の基金造成	b○	b○重				〃	
◇（イ）補完対策	b	b				〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施							
（2）需給調整・価格安定対策						〃	
ア 指定乳製品等の輸入・売買						〃	
◇（ア）国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸出入札	b	b				〃	
（イ）国が指示する方針による指定乳製品等の的確な売渡し等						〃	
◇①指定乳製品等の的確な売渡し	b	b				〃	
◇②需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握	b	b				〃	
◇（ウ）価格騰貴等の場合における 20 営業日以内の需要者へ売渡しの実施	b	b				〃	
◇（エ）売り渡した輸入バターの流通計画等の公表	b	b				〃	
◇（オ）売買実績に係る情報の公表	b	b				〃	
◇イ 乳製品需給等情報交換会議の開催	b	b				〃	
◇（3）緊急対策	<u>b</u>	<u>a</u> 重				〃	
○3 野菜関係業務	B	B				1－3	
（1）経営安定対策						〃	
◇ア 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付	b○	b○重				〃	
◇イ 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付	b○	b○重				〃	
◇ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る助成金の交付	b○	b○重				〃	
◇エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等の公表	b	b				〃	
◇オ セーフティネット対策の適切な対応	b	b				〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
◇カ 野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施	b	b				〃	
◇(2)需給調整・価格安定対策 野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施	b	a				〃	
○4 特産(砂糖・でん粉)関係業務	B	B				1－4	
(1)経営安定対策						〃	
ア 砂糖関係業務						〃	
◇(ア)甘味資源作物交付金の交付	b○	b○重				〃	
◇(イ)国内産糖交付金の交付	b○	b○重				〃	
◇(ウ)業務内容等の公表	b	b				〃	
イ でん粉関係業務						〃	
◇(ア)でん粉原料用いも交付金の交付	b○	b○重				〃	
◇(イ)国内産いもでん粉交付金の交付	b○	b○重				〃	
◇(ウ)業務内容等の公表	b	b				〃	
(2)需給調整・価格安定対策						〃	
◇ア 砂糖関係業務	b	a				〃	
◇イ でん粉関係業務	b	b				〃	
○5 情報収集提供業務	B	B				1－5	
(1)調査テーマの重点化						〃	
◇ア 情報利用者等の参画を得て開催する委員会で出された意見等を踏まえた、調査テーマの重点化	b	b				〃	
◇イ 調査報告会の開催、講演依頼への対応等の調査成果普及等の取組	b	b				〃	
(2)需給等関連情報の迅速な提供						〃	
◇ア 情報の期間内の公表	b	b				〃	
◇イ 情報利用者等からの問合せ等があった場合の迅速な対応	b	b				〃	
(3)情報提供の効果測定等						〃	
◇ア アンケート調査の実施	b	b				〃	
◇イ 情報利用者の満足度	b	b				〃	
◇ウ 情報提供内容等の改善等	b	b				〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
○6 TPP 等政策大綱への対応	A					1－6	
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B					
○1 業務運営の効率化による経費の削減	B	B				2－1	
◇(1)業務経費の削減	b	b				〃	
◇(2)一般管理費の削減	b	b				〃	
○2 役職員の給与水準	B	B				2－2	
○3 調達等合理化 随意契約の見直しに向けた計画的取組	B	B				2－3	
◇(1)「調達等合理化計画」に基づく取組	b	b				〃	
◇(2)競争性、透明性の確保	b	b				〃	
◇(3)監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況	b	b				〃	
○4 業務執行の改善	B	B				2－4	
(1)業務全体の点検・評価						〃	
◇ア 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な点検・評価	b	b				〃	
◇イ 第三者機関による業務の点検・評価の実施	b	b				〃	
◇ウ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映	b	a				〃	
(2)補助事業の審査・評価						〃	
◇ア 事業の達成状況等の自己評価	b	b				〃	
◇イ 第三者機関による事業の審査・評価	b	b				〃	
◇ウ 必要に応じた業務の見直し	b	b				〃	
○5 機能的で効率的な組織体制の整備	B	－				2－5	
○6 補助事業の効率化等	B	B				2－6	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
（１）透明性の確保						〃	
◇ア 補助事業についての事業実施主体の選定への公募の実施	b	b				〃	
◇イ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表	b	b				〃	
◇ウ 事業説明会等の実施	b	b				〃	
（２）効率的な事業の実施						〃	
◇ア 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施	b	b				〃	
◇イ 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択	b	b				〃	
◇ウ 設置する施設等について必要に応じた現地調査の実施	－	－				〃	
◇エ 設置後３年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては５年目）までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施	b	b				〃	
◇オ 事後評価	－	b				〃	
◇カ 事務処理手続の迅速化	b	b				〃	
◇キ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入	b	b				〃	
◇ク 評価手法の必要に応じた改善等	－	－				〃	
◇ケ 決算上の不用理由の分析	b	b				〃	
◇コ 基金の見直し	b	b				〃	
○７ ICT の活用による業務の効率化	A	B				２－７	
○８ 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	B	B				２－８	
第３ 予算、収支計画及び資金計画	B	B					
○１ 財務運営の適正化	B	B				３	
◇（１）収益化単位の業務毎の予算と実	b	b				〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
績の適切な管理							
◇（２）業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示	b	b				〃	
○２ 資金の管理及び運用 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用	B	B				〃	
第４ 短期借入金の限度額	B	B					
○１ 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入れ	－	－				４	
○２ 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ	B	B				〃	
○３ でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ	－	－				〃	
第５ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B	B					
○１ 緊急的な経済対策として補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付	B	B				５	
○２ 平成２３年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付	B	B				〃	
第６ 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	－	－					

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
	—	—				6	
第7 剰余金の使途	—	—					
	—	—				7	
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	B					
○1 ガバナンスの強化	B	B				8－1	
（1）内部統制の充実・強化						〃	
◇ア 内部統制の推進	b	b				〃	
◇イ 役員会の開催	b	b				〃	
◇ウ 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進	b	b				〃	
◇エ 内部監査の実施	b	b				〃	
◇オ リスク管理対策の推進	b	b				〃	
◇カ 個人情報保護対策の推進	b	b				〃	
◇（2）コンプライアンスの推進	c	b				〃	
○2 職員の人事に関する計画	B	B				8－2	
◇（1）職員の人事に関する方針	b	b				〃	
◇（2）人員に関する指標	b	b				〃	
（3）業務運営能力等の向上						〃	
◇ア 階層別研修の実施	b	b				〃	
◇イ 専門別研修の実施	b	b				〃	
○3 情報公開の推進	B	B				8－3	
◇（1）照会事項への対応	b	b				〃	
（2）資金の流れ等についての情報公開の推進						〃	
ア 畜産関係業務、野菜関係業務						〃	
◇（ア）機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進	b	b				〃	
◇（イ）生産者等への資金に係る情報公開の推進	b	b				〃	
◇イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務	b	b				〃	
◇ウ 機構からの補助金により造成さ	b	b				〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
れた基金に係る情報公開の推進							
◇エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進	b	b				〃	
○4 消費者等への広報	B	B				8－4	
（1）消費者等への情報提供						〃	
◇ア 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討	b	b				〃	
◇イ 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施	b	b				〃	
◇ウ ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進	b	b				〃	
◇エ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催	b	b				〃	
◇（2）ホームページの機能強化	a	a				〃	
○5 情報セキュリティ対策の向上	C	B				8－5	
◇（1）情報セキュリティ対策の向上	c	b				〃	
◇（2）緊急時を含めた連絡体制の整備	b	b				〃	
○6 施設及び設備に関する計画	—	—				8－6	
○7 前期中期目標期間繰越積立金の処分	B	B				8－7	
○8 長期借入れを行う場合の留意事項	—	—				8－8	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書 No」欄には、令和元年度の項目別評定調書の項目別調書 No を記載。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （１）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等、イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等、ウ 畜産業振興事業 （２）緊急対策		
業務に関連する政策・施策	需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革 国産農畜産物の競争力の強化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第 10 条 畜産経営の安定に関する法律第 3 条 肉用子牛生産安定等特別措置法第 3 条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP 等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため） 難易度：「高」（災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0144、0146、0147

[illegible]

	達成度合	－	－	－ (－)	100%															
	肉豚交付金を交付した件数	－	－	－ (－)	－															
	目標業務日以内に交付した件数	30 業務日 以内の交付	－	－ (－)	－															
	達成度合	－	－	－ (－)	－															
	肉豚交付金を交付した回数	－	－	－ (－)	－															
	目標業務日以内に交付状況を公表した回数	5 業務日 以内の交付	－	－ (－)	－															
	達成度合	－	－	－ (－)	－															
	肉用子牛生産者補給交付金等を交付した件数	－	188 件	202 件	229 件															
	目標業務日以内に交付した件数	14 業務日 以内の交付	188 件	202 件	229 件															
	達成度合	－	100%	100%	100%															
	肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数	－	－	1 回	3 回															
	目標業務日以内に交付状況を公表した回数	5 業務日 以内の公表	－	1 回	3 回															
	達成度合	－	－	100%	100%															
	緊急対策として制定した事業数	－	－	28 事業	41 事業															
	目標業務日	18 業務日	－	28 事業	41 事業															

	以 内 に 要 綱 を 制 定 し た 事 業 数	以 内 の 要 綱 制 定													
	達 成 度 合	－	－	100%	100%										

注１）主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産（肉畜・食肉等）関係に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。

２）予算額、決算額は支出額を記載。

３）経常利益がマイナスになっているが、これに対しては、臨時利益（返還金等）が充当された後、前中期目標期間繰越積立金が充当される。

４）30 年度の欄の括弧内は、TPP11 協定発効前までの目標に基づく件数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第2 中期目標の期間 機構の中期目標の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。			(◎：大項目、 ○：中項目、 ◇：小項目)				
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			評価	B
							大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、B 評価が 5 であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の 80% 以上 120% 未満であることから、評価は B とした。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に 2 を乗じて得た数。以下同じ。） 中項目の総数：6 評価 S の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 A の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 B の小項目数：5 × 2 点＝ 10 点 評価 C の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 D の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 （評価対象外：1） 合計 10 点（10／10＝100%）	
							評価	B
	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚に	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚に	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚に	○1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚に			＜評価に至った理由＞ 項目別の評価（中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価。以下同じ。）は、中項目に	

	ついでの交付金の交付等	ついでの交付金の交付等	ついでの交付金の交付等	ついでの交付金の交付等	係る具体的な項目のうち最小のもの（「小項目」。評価指標の「◇」を付したもの。以下同じ。）の評定を点数化して行う（以下同じ。）が、畜産（肉畜・食肉等）関係業務については、小項目の評定は a が 2、b が 4 であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に 2 を乗じて得た数。以下同じ。） 小項目の総数：8 評定 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評定 a の小項目数：2 × 3 点＝ 6 点 評価 b の小項目数：4 × 2 点＝ 8 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 （評価対象外：2） 合計 14 点（14／12＝117%） ・ 畜産（肉畜・食肉等）関係業務については畜産経営の安定に関する法律及び肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき機構が実施する経営安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。 ・ 中期目標において、機構は畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を実施することとしており、令和元年度は、豚熱（C S F）の発生に伴う野生イノシシへの経口ワクチン散布等への支援、令和元年 8 月から 9 月にかけての大雨・台風による畜舎等の損壊や停電等の被害を受けた被災農業者等への支援対策について、国の要請に基づき、対策の公表後、迅速に事業実施要綱の制定、改正等を行い、早期に事業を実施している。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項>
--	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--

						特になし	
(ア) 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。 (第 3 期中期目標期間実績：－業務日) 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、T P P 等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	(ア) 肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。	(ア) 肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。	◇(ア) 肉用牛交付金の交付 分母を肉用牛交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を 35 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 肉用牛交付金について、販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に全て交付した。 肉用牛交付金については、平成 30 年 12 月末の TPP11 協定の発効に伴い、従来の予算事業から法制化された交付金制度として新たに業務をスタートすることとなったが、事業関係者に対し丁寧な制度の周知を行うとともに、交付金計算システムの改善を図るなど、引き続き交付金の交付等の事務を適切に実施することができた。 (別添 1-1) また、8 月から 9 月にかけての大雨・台風により畜産の生産者にも被害が及んだことを受けて、国からの要請に基づき、生産者負担金の納付期限の延長措置等を講じた。	<評定と根拠> 評定 a 販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に全て交付することができた。達成度合は 100%(18,197 件/18,197 件)であった。 また、新たに法制化された業務がスタートした中、円滑な移行を実現して交付金の交付等の事務を引き続き適切に実施するとともに、台風等による被災生産者等への支援対策として、負担金の納付期限の延長等を的確に実施するなど、災害対応についても遺漏なく実施したことから、a 評価とした。 <課題と対応> 特になし	評定 a	肉用牛交付金については、平成 30 年 12 月末の TPP11 協定の発効に伴い、従来の予算事業から法制化された交付金制度として新たに業務をスタートさせ、事業関係者に対し丁寧に制度の周知を行うとともに交付金計算システムの改善を図り、引き続き適切に交付金の交付等を実施。また、8 月から 9 月の前線に伴う大雨等による被災農業者への支援対策を迅速かつ的確に実施できたことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a 評価とした。
						評定 b	法人の自己評価は、適当と認められる。
(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。 (第 3 期中期目標期間	(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内	(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内	◇(イ) ホームページによる交付状況の公表 分母を肉用牛交付金を交付した回数とし、分子を 5 業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は 100%で	<主要な業務実績> 肉用牛交付金の交付状況に係る情報について、交付を終了した日から 5 業務日以内にホームページで公表した。 (別添 1-1)	<評定と根拠> 評定 b 事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成度合は 100%(4 回/4 回)であった。		

	実績：－業務日)	に、ホームページで公表する。	に、ホームページで公表する。	あり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった		＜課題と対応＞ 特になし					
	(ウ) 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。 (第 3 期中期目標期間実績：－業務日)	(ウ) 肉豚交付金の交付 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。	(ウ) 肉豚交付金の交付 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。	◇(ウ) 肉豚交付金の交付 分母を肉豚交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を 30 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 肉豚交付金については、平均粗収益が平均コストを上回ったため、本年度内に交付金の交付は行われなかった。 肉豚交付金については、平成 30 年 12 月末の TPP11 協定の発効に伴い、従来の予算事業から法制化された交付金制度として新たに業務をスタートすることとなったが、事業関係者に対し丁寧に制度の周知を行うことにより、引き続き適切に事務を実施することができた。 また、豚熱（CSF）の発生及び 8 月から 9 月にかけての大雨・台風により畜産の生産者にも被害が及んだことを受けて、国からの要請に基づき、生産者負担金の納付期限の延長措置等を	＜評定と根拠＞ 評定－ ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">－</td></tr></table>	評定	－	－	
	評定	－									
－											
【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、T P P 等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。											

	（エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から５業務日以内に、ホームページで公表する。 （第３期中期目標期間実績：－業務日）	（エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から５業務日以内に、ホームページで公表する。	（エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から５業務日以内に、ホームページで公表する。	◇（エ）ホームページによる交付状況の公表 分母を肉豚交付金を交付した回数とし、分子を５業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100％であった c：達成度合は、80％以上100％未満であった d：達成度合は、80％未満であった	講じた。 <主要な業務実績> 該当なし	<評定と根拠> 評定－ <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">－</td></tr></table>	評定	－	－	
	評定	－									
	－										
イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 （ア）肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。 （第３期中期目標期間実績：11業務日） 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、T P P等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 （ア）肉用子牛生産者補給交付金等の交付 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。	イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 （ア）肉用子牛生産者補給交付金等の交付 指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。	イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 ◇（ア）生産者補給交付金等の交付 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した件数と生産者積立助成金を交付した件数の合計件数とし、分子をそれぞれの交付金等を14業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100％であり、かつ、その達成の	<主要な業務実績> 肉用子牛生産者補給交付金等について、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に全て交付した。 交付業務に当たっては、全国会議を開催して、事務スケジュールの順守の徹底等を図るとともに、指定協会に対して四半期毎に事務連絡文書を発して周知した。 （別添1－2）	<評定と根拠> 評定b 交付申請を受理した日から14業務日以内に全て交付することができた。達成度合は100％（229件/229件）であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											

(イ) 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。 (第3期中期目標期間実績：5業務日)	(イ) 交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。	(イ) 交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。	ための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった ◇(イ) ホームページによる交付状況の公表 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を5業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 生産者補給交付金の交付状況に係る情報について、交付を終了した日から5業務日以内にホームページで公表した。 (別添1-3)	<評定と根拠> 評定b 事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成度合は100%(3回/3回)であった。 <課題と対応> 特になし		
						評定	b
						法人の自己評価は、適当と認められる。	
ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確	ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確	ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確	◇ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施 分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。	<主要な業務実績> 経営安定対策の補完対策にあっては、必要であった全ての新規・拡充事業等について、事業説明会等を実施した。(第2の6の(1)のイ参照)	<評定と根拠> 評定b 第2の6の(1)のイ参照 <課題と対応> 特になし		
						評定	b
						法人の自己評価は、適当と認められる。	

	保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号。以下「機構法」という。)に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。 (第3期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%)	保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。	保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。	s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった				
	(2) 緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。 (第3期中期目標期間実績：18 業務日) 【難易度：高】 災害等の緊急事態に	(2) 緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。	(2) 緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。	◇(2) 緊急対策 分母を緊急対策として制定した事業数とし、分子を当該緊急対策に係る国からの要請文受理後、原則として18 業務日以内に事業実施要綱を制定した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった	＜主要な業務実績＞ CSF の発生に伴う野生イノシシへの経口ワクチン散布等への支援、及び8 月から 9 月にかけての大雨・台風による畜舎等の損壊や停電等の被害を受けた生産者への支援対策について、国からの要請文受理後、18 業務日以内に全ての事業実施要綱を制定した。 (別添1－4)	＜評定と根拠＞ 評定 a 事業内容についての国との協議を速やかに行い、期限内に事業実施要綱を制定することができた。達成度合は100% (41 事業/41 事業)であった。 特に、一連の CSF 対策や台風等により被災した生産者への支援の実施に当たっては、国、地方自治体、事業実施主体と緊密に連携し、迅速かつ的確に事業を行うことができた。	評定	a
						＜課題と対応＞ 特になし	CSF の発生に伴う野生イノシシへの経口ワクチン散布等への支援を実施。また、8 月から 9 月の前線に伴う大雨等による被災農業者への支援対策を迅速かつ的確に実施できたことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a 評価とした。	

	おいては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。			d :達成度合は 80%未満であった			
--	--	--	--	---------------------------	--	--	--

4．その他参考情報
(予算と決算の乖離理由) 本セグメントにおいて、決算額が予算額の 11%程度となっているが、子牛価格や牛・豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （１）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等、イ 畜産業振興事業 （２）需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買、イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 （３）緊急対策		
業務に関連する政策・施策	需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革 国産農畜産物の競争力の強化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第 10 条 畜産経営の安定に関する法律第 4 条、第 14 条、第 24 条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP 等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため） 難易度：「高」（災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0141、0144、0146、0147

2. 主要な経年データ																
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	（参考） （前中期目標期 間最終年度値等）	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度				30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	
加工原料乳 生産者補給 交付金の支 払請求件数	－	44 件	66 件	147 件						予算額（千円）	97,982,477	103,326,214				
										決算額（千円）	63,337,019	68,069,232				
										経常費用（千円）	60,988,102	66,820,877				
										経常利益（千円）	△7,991,425	△9,860,020				
目 標 業 務 日 以 内 に 交 付 した件数	18 業務日以 内の交付	44 件	66 件	147 件				当期総利益（千円）		1	7,466					
								行政コスト（千円）		－	66,820,877					
								行政サービス実施コス ト（千円）		28,477,095	－	－	－	－	－	
								従事人員数		20.39	22.70					
達成度合	－	100%	100%	100%												
受託数量等 を公表した 回数	－	12 回	12 回	12 回												
目 標 業 務 日 以 内 に 公 表 した回数	9 業務日以 内の公表	12 回	12 回	12 回												
達成度合	－	100%	100%	100%												
加工原料乳	－	－件	1 件	3 件												

						する経営安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。 ・中期目標において、機構は畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を実施することとしており、令和元年度は、８月から９月にかけての大雨・台風による畜舎等の損壊や停電等の被害を受けた被災農業者等への支援対策の実施、また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施された休校措置に伴う学校給食用牛乳の需給緩和の影響軽減対策について、国の要請に基づき、対策の公表後、迅速に事業実施要綱の制定、改正等を行い、早期に事業を実施している。 ・指定乳製品等については、国際約束に従って国が定める数量（137,202 トン）の全量について、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入契約が締結された。また、バター及び脱脂粉乳の安定的な供給を確保するため、平成31年1月30日付けで農林水産大臣からバター20,000 トンの輸入承認を受け、中期計画等のただし書きにより売渡しの評価対象から除外したもの及び令和2年度の引渡しとなるものを除いた全ての契約について、迅速に売渡しを行っている。これらの取組等により、バターの需給は安定して推移している。 ・この他、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催し、指定乳製品等の需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有や意見交換を行うとともに、輸入したバターの流通状況を把握するモニタリング調査を実施することにより、指定乳製品等の需給動向の把握に努めている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし				
	(ア) 加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳	(ア) 加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳	(ア) 対象事業者及び指定事業者からの交付申	◇(ア) 生産者補給交付金等の交付	<主要な業務実績> 加工原料乳生産者補	<評定と根拠> 評定 a				
						<table><tr><td>評定</td><td>a</td></tr><tr><td colspan="2">加工原料乳生産者補給交付金等については、畜</td></tr></table>	評定	a	加工原料乳生産者補給交付金等については、畜	
評定	a									
加工原料乳生産者補給交付金等については、畜										

	生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する（対象事業者及び指定事業者から 18 業務日を越えた支払希望がある場合を除く。）。	生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。	請を受理した日から 18 業務日以内に加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金を交付する。	分母を支払請求件数とし、分子を 18 業務日以内に交付した件数とする。	給交付金について、法改正を受けた新たな制度が平成 30 年度から開始され、交付対象事業者が大幅に増加（10 者から 88 者）した中、交付対象事業者からの加工原料乳生産者補給交付金等の交付申請に係る支払請求件数 148 件に対し、18 業務日以内に交付を行った件数は 147 件であった（1 件は、交付対象事業者が 18 業務日を越えた支払を希望）。	18 業務日を越えた支払希望のあった 1 件を除き、支払請求のあった全てについて、18 業務日以内に交付した。達成度は 100%（147 件/147 件）であった。	産経営の安定に関する法律の改正を受けた新たな制度が平成 30 年度から開始され、交付対象事業者が大幅に増加（10 者から 88 者）した中、特に新規に参入した交付対象事業者に対して丁寧な対応を行ったことにより、交付申請の受理後、18 業務日を越えた支払希望のあった 1 件を除き、全て 18 業務日以内に交付したことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a 評価とした。	
	（第 3 期中期目標期間実績：18 業務日）							
	【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、加えて、T P P 等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	ただし、対象事業者及び指定事業者から 18 業務日を越えた支払希望がある場合を除く。	ただし、対象事業者及び指定事業者から 18 業務日を越えた支払希望がある場合を除く。		a：達成度は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度は、100%であった c：達成度は、80%以上 100%未満であった d：達成度は、80%未満であった	加工原料乳生産者補給交付金業務の一層の迅速化に当たっては、第 1 号交付対象事業者（注）に対し、事務の効率的処理への協力を要請する文書を発するとともに、現地調査等による指導を行った。 （別添 2－1） （注）第 1 号交付対象事業者とは、生乳を生産者から集めて乳業者に販売し、機構から補給交付金を預かり、生産者に補給金を交付する事業者。	その際、制度改正により交付対象事業者が大幅に増加した中、特に新規に参入した関係者に対して交付手続等についてきめ細かな対応を行ったことにより、目標を達成したことに鑑み、a 評価とした。	＜課題と対応＞ 特になし
（イ）加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から 9 業務日以内に、ホームページで公表する。 （第 3 期中期目標期間実績：8 業務日）	（イ）交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から 9 業務日以内に、ホームページで公表する。	（イ）交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から 9 業務日以内に、ホームページで公表する。	（イ）交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から 9 業務日以内に、ホームページで公表する。	◇（イ）加工原料乳認定数量等に係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を 9 業務日以内に公表した回数とする。 s：達成度は 100%であり、かつ、その達成の	＜主要な業務実績＞ 交付対象事業者別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報について、全都道府県からの報告終了後、9 業務日以内にホームページで公表した。	＜評定と根拠＞ 評定 b 加工原料乳認定数量等に係る情報を 9 業務日以内に公表し、達成度は 100%（12 回/12 回）であった。	評定	b 法人の自己評価は、適当と認められる。

				ための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	事務処理の迅速化等に当たっては、都道府県及び第1号交付対象事業者に文書を発し、相互連絡等について指導を行った。 (別添2-2)	＜課題と対応＞ 特になし	
イ 畜産業振興事業	イ 畜産業振興事業	イ 畜産業振興事業	イ 畜産業振興事業	イ 畜産業振興事業			
(ア) 酪農対策 酪農経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に補填金の交付等を行う。 このため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に行う。 (第3期中期目標期間実績：実績なし)	(ア) 酪農対策 生乳生産者の経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。 このため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に行う。	(ア) 酪農対策 加工原料乳生産者経営安定対策事業について、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行うため、所要の基金造成を適切に行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に行う。	◇(ア) 酪農対策 加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る所要(当面の必要額)の基金造成 分母を加工原料乳生産者積立金に係る補助金を交付した件数とし、分子を、当該補助金を14業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 補填金の財源となる加工原料乳生産者積立金の造成を行うため、補助金の概算払請求に係る支払件数3件に対し、いずれも14業務日以内に交付した。	＜評定と根拠＞ 評定b 支払請求のあった3件について、いずれも14業務日以内に交付した。達成度合は100%(3件/3件)であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。	

	（イ）補完対策 酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。 （第３期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%）	（イ）補完対策 酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。	（イ）補完対策 酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業にあつては、新規、拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。	◇（イ）補完対策 酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施 分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 経営安定対策の補完対策にあつては、必要のあった全ての新規・拡充事業等について、事業説明会等を実施した。（第2の6の（1）のイ参照）	<評定と根拠> 評定b 第2の6の（1）のイ参照 <課題と対応> 特になし	<table><tr><th>評定</th><th>b</th></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
	評定	b									
	法人の自己評価は、適当と認められる。										
（2）需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 （ア）国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を輸入のための入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針	（2）需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 （ア）生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を輸入のための入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済	（2）需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 （ア）生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関として、国から通知を受けた平成31年度の指定乳製品等の全量を輸入のための入札に付する。	（2）需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 ◇（ア）国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入入札 分母を国から通知を受けた輸入数量とし、分子を輸入入札に付した数量とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%で	<主要な業務実績> 国家貿易機関として、令和元年度に国際約束に従って国が定めて機構に通知する数量について、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入契約を締結した。 i）国から通知を受けた数量137,202トン ii）輸入入札に付した上	<評定と根拠> 評定b 国から通知を受けた数量について、全量を輸入入札に付した上で契約を締結した。達成度合は100%（137,202トン/137,202トン）であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><th>評定</th><th>b</th></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											

	により、指定乳製品等の 売渡し計画の数量を売 渡しのための入札に付 する。 （第3期中期目標期間 実績：輸入及び売渡しの ための入札に付した数 量の割合：100%）	事情を考慮し、指定乳製 品の消費の安定に資す ることを旨として国が 指示する方針により、指 定乳製品等の売渡し計 画の数量を売渡しのた めの入札に付する。		あり、かつ、その達成の ための優れた取組内容 が認められる b：達成度合は、100% であった c：達成度合は、80%以 上100%未満であった d：達成度合は、80%未 満であった	で契約を締結した、脱 脂粉乳、ホエイ・調製 ホエイ及びバターオ イルの数量（不落札分 を除く。） 全乳換算数量 137,202 トン			
							評価	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	
							評価	b
	また、指定乳製品等の 売渡しの当たっては、指 定乳製品等の輸入・売渡	（イ）指定乳製品の生産 条件及び需給事情その 他の経済事情を考慮し、 指定乳製品の消費の安 定に資することを旨と して国が指示する方針 により、指定乳製品等の 売渡し計画の数量を売 渡しのための入札に付 する。	◇（イ）国が指示する方 針による指定乳製品等 の的確な売り渡し等 ① 指定乳製品等の的確 な売り渡し 分母を国が指示する 方針による売渡し計画の 合計数量とし、分子を売 渡入札に付した数量と する。 s：達成度合は100%で あり、かつ、その達成の ための特に優れた取組 内容が認められる a：達成度合は100%で あり、かつ、その達成の ための優れた取組内容 が認められる b：達成度合は、100% であった c：達成度合は、80%以 上100%未満であった d：達成度合は、80%未 満であった （売渡し計画において、売 渡を行わない場合を除 く。）	＜主要な業務実績＞ 四半期毎に農林水産 省生産局長あてに届け 出ている売渡し計画に基 づき、バター、脱脂粉乳、 ホエイ・調製ホエイ及び バターオイルを売渡入 札に付した。 i）売渡し計画の合計数量 37,510 トン ii）売渡入札に付した数 量37,510 トン	＜評価と根拠＞ 評価b 指定乳製品等に係る 売渡し計画に基づき、全量 を売渡入札に付した。達 成度合は100%（37,510 トン/37,510 トンであっ た。 ＜課題と対応＞ 特になし			
							評価	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	
							評価	b
	また、指定乳製品等の 売渡しの当たっては、指 定乳製品等の輸入・売渡	また、指定乳製品等の 売渡しの当たっては、指 定乳製品等の輸入・売渡	② 需要者との意見交 換の実施による需要者 の要望、意向の把握	＜主要な業務実績＞ 指定乳製品等の輸入・ 売渡し業務の透明性	＜評価と根拠＞ 評価b 需要者との情報交換			
							評価	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	
							評価	b

		し業務の透明性を確保する観点から、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。	し業務の透明性を確保する観点から、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。	s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	を確保するため、四半期毎に大手需要者との情報交換会議を開催し、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等に関して意見交換を行った。また、機構の売渡入札における落札需要者から輸入乳製品に関する要望・意向を把握し、輸入商社等に品質面の改善等についてフィードバックした。	会議や落札需要者からの要望・意見等の聴取・把握を行い、輸入商社等にフィードバックした。 ＜課題と対応＞ 特になし
（イ）指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。 （第 3 期中期目標期間実績：20 業務日）	（イ）指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。	（ウ）指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。	◇（ウ）価格高騰等の場合における 20 業務日以内の需要者へ売渡しの実施 分母を輸入の契約数（20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。）とし、分子をこのうち当該輸入に係る指定乳製品等を 20 業務日以内に売渡した契約数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ バター及び脱脂粉乳の安定的な供給を確保する観点から、平成 31 年 1 月 30 日付けで農林水産大臣からバター 20,000 トンの輸入承認を受け、バター465 件の輸入業務委託契約を締結した。 このうち、令和 2 年度の引渡しとなるバター 177 件を除いたバター 288 件の契約について、20 業務日以内に売渡しを行った。	＜評定と根拠＞ 評価 b 農林水産大臣から輸入承認を受け、年度内に輸入したバターについて、20 業務日以内に売渡しを行った。達成度合は 100%（288 件/288 件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	
	法人の自己評価は、適当と認められる。					

	(ウ) 上記(ア) 又は(イ)により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。 (第3 期中期目標期間実績：四半期終了月の翌月末)	(ウ) 上記(ア) 又は(イ)により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。	(エ) 上記(イ) 又は(ウ)により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。	◇ (エ) 売り渡した輸入バターの流通計画等の公表 分母を4 回とし、分子を四半期終了月の翌月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎にそれぞれ取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表した。	<評定と根拠> 評定b 輸入バターの流通販売計画を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までに公表した。達成度合は100%(4 回/4 回)であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
	評定	b									
	法人の自己評価は、適当と認められる。										
(エ) 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の19 日までに、ホームページで公表する。 (第3 期中期目標期間実績：翌月の19 日)	(エ) 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律(昭和36 年法律第183 号)に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の19 日までに、ホームページで公表する。	(オ) 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律(昭和36 年法律第183 号)に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の19 日までに、ホームページで公表する。	◇ (オ) 売買実績に係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月19 日までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未	<主要な業務実績> 売戻相手先から輸入許可書の速やかな提出を受けること等により、前月分の指定乳製品等の買入れ・売戻しの実績について、翌月の19 日までにホームページで公表した。 (別添2-3)	<評定と根拠> 評定b 全ての月の買入れ・売戻し数量について、翌月19 日までに公表した。達成度合は100%(12回/12 回)であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											

	イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。 (参考：第3期中期目標期間実績：6回(平成29年度実績))	イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。	イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。	満であった ◇イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と5月、10月、11月及び1月に共催した。	＜評定と根拠＞ 評定b 「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催し、関係者間で情報共有と意見交換を行った。 ＜課題と対応＞ 特になし		
							評定	b
	(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した酪農生産者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。 (第3期中期目標期間実績：18業務日) 【難易度：高】 災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速	(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。	(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。	◇(3) 緊急対策 分母を緊急対策として制定した事業数とし、分子を当該緊急対策に係る国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 8月から9月にかけての大雨・台風による畜舎等の損壊や停電等の被害を受けた生産者への支援対策、及び新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施された休校措置に伴う学校給食用牛乳の需給緩和の影響軽減対策について、国からの要請文受理後、18業務日以内に全ての事業実施要綱を制定した。 (別添1-4)	＜評定と根拠＞ 評定a 事業内容についての国との協議を速やかに行い、期限内に事業実施要綱を制定することができた。達成度合は100%(5事業/5事業)であった。 特に、台風により被災した生産者への支援や生乳の需給対策の実施に当たっては、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携し、迅速かつ的確に事業を行うことができた。 ＜課題と対応＞ 特になし		
							評定	a
							8月から9月にかけての大雨・台風による畜舎等の損壊や停電等の被害を受けた生産者への支援対策の実施。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施された休校措置に伴う学校給食用牛乳の需給緩和の影響軽減対策について、国の要請に基づき、対策の公表後、迅速に事業実施要綱の制定、改正等を行い、早期に事業を実施できたことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。	

	かつ適切な対応が求められるところであり、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携しながら、短期間で実施要綱の制定を含む事業設計を行い、迅速かつ的確に実施する必要があるため。						
--	---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
（予算と決算の乖離理由） 本セグメントにおいて、決算額が予算額の 66％程度となっているが、生産者補給交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと、また、国内需給動向に応じた輸入枠の運用の結果、輸入乳製品の買入れが当初の見込よりも少なかったことが要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策 ア 指定野菜価格安定対策事業、イ 契約指定野菜安定供給事業、ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業、エ 業務内容等の公表、 オ セーフティネット対策の適切な対応、カ 野菜農業振興事業 (2) 需給調整・価格安定対策		
業務に関連する政策・施策	需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革 国産農畜産物の競争力の強化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第 10 条 野菜生産出荷安定法
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0142、0147、0163

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度				30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
登録出荷団 体等別の品 目毎の交付 申請の総件 数（指定野 菜）	－	1,115 件	1,515 件	1,845 件						予算額（千円）	17,434,234	22,450,495			
								決算額（千円）		15,274,910	19,864,951				
								経常費用（千円）		14,451,961	19,451,678				
								経常利益（千円）		28,514	33,779				
								当期総利益（千円）		235,256	35,940				
								行政コスト（千円）		－	19,451,678				
								行政サービス実施コ スト（千円）		11,557,545	－	－	－	－	－
								従事人員数		30.25	30.00				
達成度合	－	100%	100%	100%											
登録出荷団 体等別の品 目毎の交付 申請の総件 数(契約指定 野菜)	－	109 件	87 件	115 件											
目標業務日 以内に交付 した件数	21 業務日 以内の交付	109 件	87 件	115 件											
達成度合	－	100%	100%	100%											
野菜価格安 定法人別の 品目毎の交	－	707 件	771 件	969 件											

付申請の総 件数(特定野 菜)																
目標業務日 以内に交付 した件数	11 業務日 以内の交付	707 件	771 件	969 件												
達成度合	—	100%	100%	100%												
交付予約数 量等の公表 月数(計画 値)	12 月	12 月	12 月	12 月												
交付予約数 量等の公表 月数(実績 値)	—	12 月	12 月	12 月												
達成度合	—	100%	100%	100%												
経営安定対 策に係る野 菜農業振興 事業の事業 数	—	1 事業	1 事業	1 事業												
事業説明会 等を開催し た事業数	—	1 事業	1 事業	1 事業												
達成度合	—	100%	100%	100%												
需給調整・価 格安定対策 に係る野菜 農業振興事 業の事業数	—	2 事業	2 事業	2 事業												
事業説明会 等を開催し た事業数	—	2 事業	2 事業	2 事業												
達成度合	—	100%	100%	100%												

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、野菜関係に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策	3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策	3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策	○3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策			評価 B <評価に至った理由> 小項目の評価はaが1、bが6であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：7 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：6×2点＝12点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計15点（15／14＝107%） ・野菜関係業務については、生産者の経営安定を図るための生産者補給交付金等の迅速な交付が行われている。また、契約野菜収入確保モデル事業の普及を図った。 ・平成31年産から収入保険制度が開始されたことに伴い、機構主催の会議や都道府県野菜価格安定法人主催の説明会等において、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、登録出荷団体等からの照会等に適切に対応しつつ、生産者が収入保険へ移行する場合の野菜価格安定制度上の手続に係る周知を的確に実施している。 ・需給調整・価格安定対策については、暖冬による野菜価格の大幅低下の中で、令和2年3月、緊急需給調整事業の運用を見直し、供給過剰となった野菜のフードバンクへの提供を初めて実施したほか、全国野菜価格安定対策事業実務担当者説明会等において、緊急需給調整事業及び加工・業務用野菜生産基盤強化事業の事業内容、申請手続等の説明を行い、的確な実施に努めている。

	ア 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。）の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。 生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	ア 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	ア 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	◇ア 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付 分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 11 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 生産者補給交付金等の交付については、交付申請のあった 1,845 件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に全て交付した。 (別添 3-1)	<評定と根拠> 評定 b 交付申請のあった全てについて、11 業務日以内に交付することができた。達成度合は 100%（1,845 件/1,845 件）であった。 <課題と対応> 特になし	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし	
							評定	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	
	イ 契約指定野菜安定供給事業 あらかじめ締結した指定野菜の供給に係る契約につき指定野菜の価格の著しい低落があった場合及びあらかじ	イ 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日	イ 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日	◇イ 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付 分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 21 業務日以内	<主要な業務実績> 生産者補給交付金等の交付については、交付申請のあった 115 件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内	<評定と根拠> 評定 b 交付申請のあった全てについて、21 業務日以内に交付することができた。達成度合は 100%（115 件/115 件）であっ	評定	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	

	め締結した契約に基づき契約数量の確保を要する場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。 生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に交付する。 （第 3 期中期目標期間実績：21 業務日） 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	から 21 業務日以内に交付する。	から 21 業務日以内に交付する。	に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	に全て交付した。 （別添 3-2）	た。 ＜課題と対応＞ 特になし		
	ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金を交付する。 助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。 （第 3 期中期目標期間実績：11 業務日）	ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	◇ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る助成金の交付 分母を都道府県の野菜価格安定法人別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 11 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった	＜主要な業務実績＞ 助成金の交付については、交付申請のあった 969 件に対し、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に全て交付した。 （別添 3-3）	＜評定と根拠＞ 評定 b 交付申請のあった全てについて、11 業務日以内に交付することができた。達成度合は 100%（969 件/969 件）であった。 ＜課題と対応＞	評定	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	

	【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。			c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった				
	エ 業務内容等の公表 ア、イ又はウの事業の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。 （第3期中期目標期間実績：毎月）	エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。	エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。	◇エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等の公表 分母を12月とし、分子を公表した月数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量及び交付金額について毎月ホームページで公表した。 また、対象出荷期間の終了月の翌月に、指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額をホームページで公表した。 （別添3-4）	＜評定と根拠＞ 評定b 年度を通じて、毎月公表し、達成度合は100%（12月/12月）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	
		オ セーフティネット対策の適切な対応 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）が農業保険法に改められ、収入保険が平成31年産から開始されることから、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策	オ セーフティネット対策の適切な対応 平成31年産から農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険が開始されたことに伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよ	◇オ セーフティネット対策の適切な対応 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分で	＜主要な業務実績＞ 全国野菜価格安定対策事業実務担当者説明会や都道府県・ブロック単位の説明会（7都県9回）において、事前に生産者団体等から提出された質問をもとに回答・対応を説明するなど、収入保険に加入する	＜評定と根拠＞ 評定b 全国野菜価格安定対策事業実務担当者説明会や都道府県・ブロック単位の説明会等において、生産者団体等に対し収入保険に加入する場合の手続き、留意事項等を周知することができ	評定	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	

		が選択されるよう、事業説明会の実施により周知を図るなど、適切に対応する。	う、登録出荷団体等からの照会等に対応しつつ、生産者が収入保険へ移行する場合の野菜価格安定制度上の手続を的確に実施する。	あり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	場合の手続き、留意事項等について周知を図った。 (別添3-5)	た。 ＜課題と対応＞ 特になし		
	オ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。 (第3期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%)	カ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。	カ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。	◇カ 野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施 分母を経営安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 契約野菜収入確保モデル事業について、全国野菜価格安定対策事業実務担当者説明会等において事業内容、申請手続き等の説明を行ったほか、業界紙への広告掲載、事業実施主体への現地調査を通じて、事業内容の周知・指導を行った。 (別添3-5) また、これらの取組の結果、1次、2次公募合わせて51者(165契約)の事業実施計画を承認し、うち42者(79契約)の交付決定を行った。 (別添3-6)	＜評定と根拠＞ 評定b 全国野菜価格安定対策事業実務担当者説明会等において、生産者団体等に対して事業内容、申請手続等事業の周知を図ることができた。達成度合は100%(1事業/1事業)であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評価	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	
	(2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを	(2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを	(2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業	(2) 需給調整・価格安定対策 ◇野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施 分母を需給調整・価格安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。	＜主要な業務実績＞ 野菜の生産・流通・消費の各分野の代表、有識者、国で構成する野菜需給協議会を開催し、野菜の需給・価格動向、緊急需給調整事業の実施方針等の説明・共有を図った。 また、暖冬による野菜	＜評定と根拠＞ 評定a 全国野菜価格安定対策事業実務担当者説明会等において、野菜農業振興事業の事業内容、申請手続等の説明を行い、事業の普及推進を図ることができた。達成度合は100%(2事業/2事	評価	a
							暖冬による野菜価格の大幅低下の中で、令和2年3月、緊急需給調整事業の運用を見直し、供給過剰となった野菜(キャベツ)のフードバンクへの提供を初めて実施したことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。	

	対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。 （第3期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%）	対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。	説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。	s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	価格の大幅低下の中で、国・事業実施主体等と連携し、令和2年3月、緊急需給調整事業の運用を見直し、供給過剰となった野菜のフードバンクへの提供を実施した。 全国野菜価格安定対策事業実務担当者説明会等において、緊急需給調整事業及び加工・業務用野菜生産基盤強化事業の事業内容、申請手続等の説明を行い、周知を図った。 （別添3-5） さらに、加工・業務用野菜生産基盤強化事業については、21者の交付決定を行った。 （別添3-6）	業）であった。 また、野菜価格の大幅な低下の中で、緊急需給調整事業の一環として、初めてフードバンクへの野菜の提供を実施するに至ったことに鑑み、a評価とした。 ＜課題と対応＞ 特になし	
--	--	---	-------------------------	--	---	--	--

4. その他参考情報
（予算と決算の乖離理由） 本セグメントにおいて、決算額が予算額の88%程度となっているが、暖冬の影響で野菜価格が低落したことにより、生産者補給交付金について当初予算を上回る交付が見込まれたため、年度途中に予算の増しを行ったところ、その後価格が堅調に推移したことに伴い、その全額が交付されるには至らなかったことが要因である。

	した回数	表														
	達成度合	－	100%	100%	100%											
	でん粉原料 用いも交付 金の概算払 請求の総件 数	－	82 件	77 件	70 件											
	目 標 業 務 日 以内に交付 した件数	8 業務日以 内の交付	82 件	77 件	70 件											
	達成度合	－	100%	100%	100%											
	国内産いも でん粉交付 金の申請書 受理の総件 数	－	82 件	79 件	77 件											
	目 標 業 務 日 以内に交付 した件数	18 業務日以 内の交付	82 件	79 件	77 件											
	達成度合	－	100%	100%	100%											
	交付決定数 量を公表し た回数	－	12 回	12 回	12 回											
	目 標 の 期 日 までに公表 した回数	翌月の 15 日までの公 表	12 回	12 回	12 回											
	達成度合	－	100%	100%	100%											
	輸入指定糖 等の売買実 績を公表し た回数	－	12 回	12 回	12 回											
	目 標 の 期 日 までに公表 した回数	翌月の 15 日までの公 表	12 回	12 回	12 回											
	達成度合	－	100%	100%	100%											
	輸入指定で ん粉等の売 買実績を公 表した回数	－	12 回	12 回	12 回											

目標の期日 までに公表 した回数 達成度合	翌月の15 日までの公 表	12回	12回	12回											
	—	100%	100%	100%											

注1）主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、特産関係に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。

2）予算額、決算額は支出額を記載。

3）平成30年度の行政サービス実施コストはマイナスとなっているが、これは国の食料安定供給特別会計へ国庫納付（砂糖19,600百万円、でん粉6,160百万円）したため。

4）経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入611億円に対し交付金等支出が677億円となり66億円の収支差が生じたため。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 （1）経営安定対策 ア 砂糖関係業務	4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 （1）経営安定対策 ア 砂糖関係業務	4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 （1）経営安定対策 ア 砂糖関係業務	○4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 （1）経営安定対策 ア 砂糖関係業務			評価
							＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はaが1、bが7であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80％以上 120％未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：8 評価sの小項目数：0×4点＝ 0点 評価aの小項目数：1×3点＝ 3点 評価bの小項目数：7×2点＝ 14点 評価cの小項目数：0×1点＝ 0点 評価dの小項目数：0×0点＝ 0点 合計 17点（17／16＝106％） ・砂糖・でん粉関係業務については、生産者・製造事業者の経営安定を図るための交付金の迅速な交付が行われている。 ・また、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品及び輸入指定でん粉等からの調整金徴収のための買入れ及び売戻しについて、月ごとの売買実績が定められた期間内に、法人のホームページに公表されている。 ・更に、TPP11 協定の発効に伴い開始された輸入加糖調製品を含む全対象品目の調整金徴収業務について、年間約 500 者から約 14,400 件の売買申込みに係る手続を全てweb システムを通じて行い、効率的に実施している。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし	

	（ア）甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から８業務日以内に交付する。 （第３期中期目標期間実績：８業務日） 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、ＴＰＰ等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	（ア）甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から８業務日以内に交付する。	（ア）甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から８業務日以内に交付する。	◇（ア）甘味資源作物交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を８業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は１００％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は１００％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、１００％であった c：達成度合は、８０％以上１００％未満であった d：達成度合は、８０％未満であった	<主要な業務実績> 甘味資源作物交付金については、進行管理を徹底することにより、機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった２０８件全てについて、８業務日以内に交付した。 （別添４－１） また、交付対象要件が見直されることについて、関係者に周知浸透を図ることにより、交付業務を円滑に行った。	<評定と根拠> 評定b 概算払請求のあった全てについて８業務日以内に交付することができた。達成度合は１００％（２０８件／２０８件）であった。 また、交付対象要件が見直されることについて、関係者に周知浸透を図ることにより、交付業務を円滑に行った。 <課題と対応> 特になし	<その他事項> 特になし	
	（イ）国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から１８業務日以内に交付する。 （第３期中期目標期間実績：１８業務日）	（イ）国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から１８業務日以内に交付する。	（イ）国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から１８業務日以内に交付する。	◇（イ）国内産糖交付金の交付 分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しゃ糖、沖縄県産甘しゃ糖の申請書受理の総件数とし、分子を１８業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は１００％であり、かつ、その達	<主要な業務実績> 国内産糖交付金については、進行管理を徹底することにより、交付申請があった１８３件全てについて、１８業務日以内に交付した。 （別添４－２） また、交付事務手続きに係るＱ&Ａを改定し、ホームページに公	<評定と根拠> 評定b 交付申請のあった全てについて、１８業務日以内に交付することができた。達成度合は１００％（１８３件／１８３件）であった。 また、交付事務手続きに係るＱ&Ａを改定し、ホームページに公	<その他事項> 特になし	

【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、T P P 等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。			成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	表するなどにより対象国内産糖製造事業者の利便の向上を図った。	表するなどにより対象国内産糖製造事業者の利便の向上を図った。 ＜課題と対応＞ 特になし					
			◇（ウ）業務内容等の公表 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の 15 日までに公表した回数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ ホームページにおいて砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表した。 （別添 4－3）	＜評定と根拠＞ 評定 b 計画どおり全て翌月の 15 日までに公表することができた。達成度合は 100%（12 回/12 回）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし					
			（ウ）業務内容等の公表 ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。 （第 3 期中期目標期間実績：翌月の 15 日）	（ウ）業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。	（ウ）業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。		＜主要な業務実績＞ ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。	＜評定と根拠＞ 評定 b 計画どおり全て翌月の 15 日までに公表することができた。達成度合は 100%（12 回/12 回）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし		
イ でん粉関係業務 （ア）でん粉原料用い	イ でん粉関係業務 （ア）でん粉原料用い	イ でん粉関係業務 （ア）でん粉原料用い	イ でん粉関係業務 ◇（ア）でん粉原料用	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
				＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr></table>	評定	b		
評定	b									

	も交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 （第3期中期目標期間実績：8業務日） 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、T P P等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	も交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	も交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	いも交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	でん粉原料用いも交付金については、進行管理を徹底することにより、機構が指定する電磁的方法により概算払請求があった70件全てについて、8業務日以内に交付した。 （別添4-4） また、交付対象要件が元年産から見直されることについて、関係者に周知浸透を図ることにより、交付業務を円滑に行った。	評価b 概算払請求のあった全てについて、8業務日以内に交付することができた。達成度合は100%（70件/70件）であった。 また、交付対象要件が元年産から見直されることについて、関係者に周知浸透を図ることにより、交付業務を円滑に行った。 ＜課題と対応＞ 特になし	法人の自己評価は、適当と認められる。				
	（イ）国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18業務日以内に交付する。 （第3期中期目標期間実績：18業務日） 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、T P P等政策大綱	（イ）国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18業務日以内に交付する。	（イ）国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18業務日以内に交付する。	◇（イ）国内産いもでん粉交付金の交付 分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請書受理の総件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる	＜主要な業務実績＞ 国内産いもでん粉交付金については、進行管理を徹底することにより、交付申請があった 77 件全てについて、18業務日以内に交付した。 （別添4-5） また、交付事務手続きに係る Q&A を改定し、ホームページに公表するなどにより対象国内産いもでん粉製造事業者の利便の向上を図った。	＜評価と根拠＞ 評価b 交付申請のあった全てについて 18業務日以内に交付することができた。達成度合は100%（77件/77件）であった。 また、交付事務手続きに係る Q&A を改定し、ホームページに公表するなどにより対象国内産いもでん粉製造事業者の利便の向上を図った。	<table><tr><td>評価</td><td>b</td></tr></table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
	評価	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。											

	において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。			b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった		＜課題と対応＞ 特になし			
	（ウ）業務内容等の公表 ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。 （第3期中期目標期間実績：翌月の15日）	（ウ）業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。	（ウ）業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。	◇（ウ）業務内容等の公表 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表した。 （別添4-6）	＜評価と根拠＞ 評価b 計画どおり全て翌月の 15 日までに公表することができた。達成度合は 100% (12 回/12 回)であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評価</td><td>b</td></tr></table> 法人の自己評価は、適当と認められる。	評価	b
	評価	b							
（2）需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務 機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行	（2）需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申	（2）需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申	○（2）需給調整・価格安定対策 ◇ア 砂糖関係業務 輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の売買実績の公表	＜主要な業務実績＞ ホームページにおいて、砂糖の価格調整制度の仕組みを公開	＜評価と根拠＞ 評価a 計画どおり全て翌月の 15 日までに公表す		<table><tr><td>評価</td><td>a</td></tr></table> 輸入指定糖等に加えて、TPP11 協定の発効に伴い開始された輸入加糖調製品を含む全対象品目の調整金徴収業務について、年間約 500 者から約 14,400 件の売買申込みに	評価	a
評価	a								

	い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。 （第 3 期中期目標期間実績：翌月の 15 日）	込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。	込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。	分母を公表回数とし、分子を翌月の 15 日までに公表した回数とする。 s：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100% であった c：達成度合は、80% 以上 100% 未満であった d：達成度合は、80% 未満であった	するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績について、翌月の 15 日までに公表した。 （別添 4-7） また、TPP11 協定の発効に伴い開始された輸入加糖調製品をはじめ全ての対象品目からの調整金徴収業務では、輸入者に対して web 手続きを利用するメリットを説明し、年間 475 者から約 14,391 件の売買申込みについて、全ての者が 100% web を通じての手続きを実現した。	ることができた。達成度合は、100% (12 回 /12 回) であった。 特に、全ての者が 100% web を通じ売買申込みを行うとともに、機構からの承諾書及び納付通知書の交付等の手続についても web 化が実現した結果、業務の効率化・合理化に加え、社会的要請を踏まえた輸入者におけるテレワークの推進にも寄与することができた。 これらのことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られたため、a 評価とした。 ＜課題と対応＞ 特になし			
	イ でん粉関係業務 機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。 （第 3 期中期目標期間実績：翌月の 15 日）	イ でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。	イ でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。	◇イ でん粉関係業務 輸入指定でん粉等の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の 15 日までに公表した回数とする。 s：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%	＜主要な業務実績＞ ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表した。 （別添 4-7）	＜評定と根拠＞ 評定 b 計画どおり全て翌月の 15 日までに公表することができた。達成度合は 100% (12 回/12 回) であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。

				であった c：達成度合は、80％ 以上 100％未満であつた d：達成度合は、80％ 未満であった			
--	--	--	--	---	--	--	--

4．その他参考情報
（予算と決算の乖離理由） 本セグメントにおいて、決算額が予算額の 88％程度となっているが、でん粉原料用かんしょの不作により、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	5 情報収集提供業務 （１）調査テーマの重点化 （２）需給等関連情報の提供 （３）情報提供の効果測定		
業務に関連する政策・施策	需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革 国産農畜産物の競争力の強化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第 10 条
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0142、0144、0147

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	（参考） （前中期目標期間最 終年度値等）	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度			30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
需給等関連 情報を提供 した件数	－	1,227 件	1,198 件	1,137 件						予算額（千円）	655,268	647,324		
目標の期日 までに提供 した件数	8 業務日又 は翌月まで の公表	1,227 件	1,198 件	1,137 件						決算額（千円）	559,216	518,772		
達成度合	－	100%	100%	100%						経常費用（千円）	556,555	501,354		
情報利用者の満足度 に係る指標（5 段階評価、目 標）	4.0 以上	4.0	4.0	4.0						経常利益（千円）	6,197	26,874		
アンケート調査結果の 平均値（実績）	－	4.1	4.1	4.2						当期総利益（千円）	48,135	26,874		
達成度合	－	103%	103%	105%						行政コスト（千円）	－	501,354		
										行政サービス実施 コスト（千円）	416,308	－	－	－
										従事人員数	29.30	25.32		

注１）主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、情報収集提供に関するものを掲載している。

２）予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	

	5 情報収集提供業務	5 情報収集提供業務	5 情報収集提供業務	○ 5 情報収集提供業務			<table><tr><th>評価</th><th>B</th></tr><tr><td colspan="2">＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80％以上120％未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数： 7 評価 s の小項目数： 0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数： 0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数： 7 × 2 点＝ 14 点 評価 c の小項目数： 0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数： 0 × 0 点＝ 0 点 合計 14 点（14／14＝100％） ・ 情報収集提供業務については、外部有識者から構成される分野ごとの情報検討委員会の開催やアンケート調査の実施等により情報利用者のニーズを的確に把握している。こうしたニーズを踏まえて、定めた重点テーマに即し、特別編集として情報誌に反映させる等の取組を行っており、満足度調査の結果も目標を達成している。 ・ また、ホームページを通じた情報提供については、アンケート調査の結果等を踏まえ、調査テーマの重点化を図ることにより、業務の効率化を行っている。更に、スマホ対応については、過去分の情報に対応できていなかった野菜関係記事に取り組んだ結果、情報誌全ての記事に対応することができ、利用者の利便性を高めている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし</td></tr><tr><th>評価</th><th>b</th></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr></table>	評価	B	＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80％以上120％未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数： 7 評価 s の小項目数： 0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数： 0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数： 7 × 2 点＝ 14 点 評価 c の小項目数： 0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数： 0 × 0 点＝ 0 点 合計 14 点（14／14＝100％） ・ 情報収集提供業務については、外部有識者から構成される分野ごとの情報検討委員会の開催やアンケート調査の実施等により情報利用者のニーズを的確に把握している。こうしたニーズを踏まえて、定めた重点テーマに即し、特別編集として情報誌に反映させる等の取組を行っており、満足度調査の結果も目標を達成している。 ・ また、ホームページを通じた情報提供については、アンケート調査の結果等を踏まえ、調査テーマの重点化を図ることにより、業務の効率化を行っている。更に、スマホ対応については、過去分の情報に対応できていなかった野菜関係記事に取り組んだ結果、情報誌全ての記事に対応することができ、利用者の利便性を高めている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし		評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。			
	評価	B															
	＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80％以上120％未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数： 7 評価 s の小項目数： 0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数： 0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数： 7 × 2 点＝ 14 点 評価 c の小項目数： 0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数： 0 × 0 点＝ 0 点 合計 14 点（14／14＝100％） ・ 情報収集提供業務については、外部有識者から構成される分野ごとの情報検討委員会の開催やアンケート調査の実施等により情報利用者のニーズを的確に把握している。こうしたニーズを踏まえて、定めた重点テーマに即し、特別編集として情報誌に反映させる等の取組を行っており、満足度調査の結果も目標を達成している。 ・ また、ホームページを通じた情報提供については、アンケート調査の結果等を踏まえ、調査テーマの重点化を図ることにより、業務の効率化を行っている。更に、スマホ対応については、過去分の情報に対応できていなかった野菜関係記事に取り組んだ結果、情報誌全ての記事に対応することができ、利用者の利便性を高めている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし																
	評価	b															
	法人の自己評価は、適当と認められる。																
（１）調査テーマの重点化 需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図	（１）調査テーマの重点化 農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需	（１）調査テーマの重点化 農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需	◇（１）調査テーマの重点化 ア 情報利用者等の参画を得て開催する委員会 で出された意見等を	＜主要な業務実績＞ 情報利用者等のニーズを的確に把握するため、令和２年３月に畜産、野菜、砂糖類・でん	＜評価と根拠＞ 評価 b 令和元年度情報検討委員会を、分野毎に計画どおり開催した。前年度												

	るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。 【指標】 情報利用者等の参画を得て開催する委員会 で出された意見等を踏まえた、調査テーマの重点化。（参考：第3期中期目標期間実績：委員会を年3回開催）	給等関連情報」という。）の収集及び提供に当たっては、我が国の農畜産業がT P P 11 協定等を契機として、新たな国際環境に入ることも踏まえ、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。	給等関連情報」という。）の収集及び提供に当たっては、我が国の農畜産業がT P P 11 協定等を契機として、新たな国際環境に入ることも踏まえ、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、情報利用者等の参画を得て開催する情報検討委員会において、令和元年度の実施状況及び令和2年度の計画について検討する。	踏まえた、調査テーマの重点化 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	粉の分野毎に情報検討委員会を開催（書面開催）し、令和元年度の業務の実施状況及び農畜産物の需給動向等に関する重点テーマを含む令和2年度の計画について検討した。 また、情報検討委員会で得られた利用者ニーズ等を基に策定した重点テーマに即し、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供を行った。 海外情報については、独立行政法人日本貿易振興会（JETRO）への委託により北米及びEUにおける調査事業を実施する等により、農畜産物の需給等に関する情報の発信や畜産物の輸出促進支援に取り組んだ。	の情報検討委員会で委員から出された意見等は、令和元年度に提供したレポート等に適切に反映することができた。 また、国内外の農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供については、これを迅速・的確に実施することができた。 その際、特に海外情報については、新たな国際環境の下でのタイムリーな情報収集・提供の充実・強化を図った。 さらに、提供した情報について、新聞等での引用等や個別説明の要請等の反響があった。		
						＜課題と対応＞ 特になし		
		また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。	また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。	イ 調査報告会の開催、講演依頼への対応等の調査成果普及等の取組 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応について以下のとおり積極的に取り組み、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努めた。 ①調査報告会の開催：15回（平成30年度10回） ②外部からの講演依頼：12回（平成30年度11回） ③新聞等での引用	＜評定と根拠＞ 評定b 調査報告会の開催、講演依頼や個別説明要請等に対して積極的に対応し、調査成果の普及と情報ニーズのよりの確な把握に努めることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr></table> 法人の自己評価は、適当と認められる。	評定
評定	b							

	（２）需給等関連情報の提供 需給等関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行うこととし、需給関連統計情報については情報収集から８業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。 （第３期中期目標期間実績：需給関連統計情報は１０業務日、需給動向情報は翌月）	（２）需給等関連情報の迅速な提供 需給等関連情報については情報収集から８業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。	（２）需給等関連情報の迅速な提供 需給関連統計情報については情報収集から８業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。	◇（２）需給等関連情報の迅速な提供 ア 情報の期間内の公表 分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。 s：達成度合は１００％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は１００％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、１００％であった c：達成度合は、８０％以上１００％未満であった d：達成度合は、８０％未満であった	等：１,０８５件（平成３０年度１,３８７件）	④面談等による個別説明の要請等：２３件（平成３０年度３０件） （別添５－１）			
					＜主要な業務実績＞ 情報件数１,１３７件（うち需給関連統計情報６６５件、需給動向情報４７２件）の全てを期間内に公表した。 （別添５－２）	＜評価と根拠＞ 評価b 需給関連統計情報及び需給動向情報を年度計画で定めた期間内に迅速に公表できた。達成度合は１００％（１,１３７件／１,１３７件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評価</td><td>b</td></tr></table> 法人の自己評価は、適当と認められる。	評価	b
評価	b								
					＜主要な業務実績＞ 情報利用者等から２４６件（うち国から６５件、国以外から１８１件）の問合せ等があり、情報を保有していた２３１件については、全て翌業務日以内に対応した。 なお、情報を保有していなかった１５件につい	＜評価と根拠＞ 評価b 情報利用者等からの問合せ等に対し迅速に対応することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評価</td><td>b</td></tr></table> 法人の自己評価は、適当と認められる。	評価	b
評価	b								

	また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。 さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。	また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。 さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。	イ アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。 さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。	上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった ウ 情報提供内容等の改善等 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> アンケート調査結果や情報検討委員会での議論等を踏まえ、調査テーマの重点化を図ることにより業務の効率化を行うとともに、重点テーマに基づく調査の結果を特別編集として情報誌に反映させた。 ホームページのスマートフォン対応については、過去分の情報に対応できていなかった野菜関係記事に取り組んだ結果、情報誌のすべての記事について対応することができた。 また、機構職員が執筆する需給動向等の記事について、全ての情報誌にカラーユニバーサルデザインを導入した。	<評定と根拠> 評定b アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容について必要な改善を行うことができた。 <課題と対応> 特になし		
							評定	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	

4. その他参考情報
(予算と決算の乖離理由) 本セグメントにおいて、決算額が予算額の 80%程度となっているが、海外における自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、海外現地調査の一部を中止したこと等が要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－6	6　ＴＰＰ等政策大綱への対応		
業務に関連する政策・施策	需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革 国産農畜産物の競争力の強化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条、畜産経営の安定に関する法律、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ																
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	指標等	達成目標	（参考） （前中期目標期間最 終年度値等）	30 年度	令和元 年 度	2 年度	3 年度	4 年度				30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
											予算額（千円）					
											決算額（千円）					
											経常費用（千円）					
											経常利益（千円）					
											当期総利益（千円）					
										行政サービス実 施コスト（千円）						
										従事人員数						

注）前述の畜産（肉畜・食肉等）関係業務、特産（砂糖・でん粉）関係業務の一環として実施しているため、主要なインプット情報は記載していない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	6 T P P 等政策大綱への対応	6 T P P 等政策大綱への対応	－	○ 6 T P P 等政策大綱への対応	<主要な業務実績> －	<評定と根拠> － <課題と対応> －	評定	－
							－	
	T P P 等政策大綱では、T P P 又は日 E U 経済連携協定の発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしているため、国との緊密な連携（国から	T P P 等政策大綱では、T P P 又は日 E U 経済連携協定の発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしているため、国との緊密な連携（国から	－	T P P 等への適切な対応 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった			評定	－
							－	

	の通知を含む)の下、経営安定対策の充実等の措置が協定発効の日から円滑に実施できるよう準備を行うとともに、協定発効後は、当該業務を適切に実施する。	の通知を含む)の下、経営安定対策の充実等の措置が協定発効の日から円滑に実施できるよう準備を行うとともに、協定発効後は、当該業務を適切に実施する。	b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する				
--	---	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
2－1～2－8	2－1 業務運営の効率化による経費の削減 2－2 役職員の給与水準 2－3 調達等合理化 （1）「調達等合理化計画」に基づく取組 （2）競争性、透明性の確保 （3）監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況 2－4 業務執行の改善 （1）業務全体の点検・評価 （2）補助事業の審査・評価	2－5 機能的で効率的な組織体制の整備 2－6 補助事業の効率化等 （1）透明性の確保 （2）効率的な事業の実施 2－7 I C Tの活用による業務の効率化 2－8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0141、0142、0144、0146、0147、0163、0171	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	業務経費(附帯事務費(特殊要因により増減する経費を除く。))の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制	(平成29年度業務経費(附帯事務費))	平成29年度比で1.0%の抑制	平成30年度比で1.0%の抑制				
	業務経費(当年度予算額)	－	2,984百万円	2,953百万円	2,924百万円				
	対前年度平均縮減率	－	－	1.0%	1.0%				
	達成度合	－	－	100%	100%				
	一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制	(平成29年度一般管理費)	平成29年度比で3.0%の抑制	平成30年度比で3.0%の抑制				
	一般管理費(当年度予算額)(百万円)	－	254百円	246百千円	239百万円				
	対前年度平均縮減率		－	3.0%	3.0%				
	達成度合	－	－	100%	100%				
	締結した契約件数(真	競争性のある契	308件	322件	269件				

にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く)	約の実施							
競争性のある契約とした件数	—	308 件	322 件	269 件				
達成度合	—	100%	100%	100%				
企画競争・公募等を実施した随意契約の件数	—	89 件	16 件	50 件				
機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数	企画競争・公募等の掲載	89 件	16 件	50 件				
達成度合	—	100%	100%	100%				
事業数	—	13 事業	13 事業	15 事業				
公募を実施した事業数	全ての事業について公募の実施	13 事業	13 事業	15 事業				
達成度合	—	100%	100%	100%				
公表回数		8 回	8 回	8 回				
目標業務日以内に公表した回数	四半期終了月の翌月末	8 回	8 回	8 回				
達成度合		100%	100%	100%				
新規に実施した補助事業数(拡充事業を含む。)	—	5 事業	3 事業	3 事業				
事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数	全ての新規事業等に係る説明会等の実施	5 事業	3 事業	3 事業				
達成度合	—	100%	100%	100%				
事業採択を行った件数		90 件	137 件	86 件				
評価基準を満たしているものを採択した件数	評価基準を満たしているものを全て採択	90 件	137 件	86 件				
達成度合	—	100%	100%	100%				
利用状況調査対象件数		45 件	38 件	30 件				
利用状況を確認した件数	対象件数の全てを確認	45 件	38 件	30 件				
達成度合	—	100%	100%	100%				
事後評価で効用が費		2 件	0 件	1 件				

	用以下となった件数								
	現地調査等を通じ改善を指導した件数	全て改善を指導	2 件	—	1 件				
	達成度合	—	100%	—	100%				
	要領、実施計画及び交付申請の合計件数	—	1, 202 件	1, 352 件	1, 285 件				
	目標業務日以内で承認通知及び交付決定の通知を行った件数	10 業務日以内の承認通知及び交付決定の通知	1, 202 件	1, 352 件	1, 285 件				
	達成度合	—	100%	100%	100%				
	新規等の補助事業数		—	3 事業	4 事業				
	評価手法導入事業数	全ての対象事業に評価手法を導入	—	3 事業	4 事業				
	達成度合	—	—	100%	100%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第4 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			評価 B 大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、B評価が7であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の 80％以上120％未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 中項目の総数：8 評価Sの小項目数：0×4点＝ 0点 評価Aの小項目数：0×3点＝ 0点 評価Bの小項目数：7×2点＝ 14 点 評価Cの小項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの小項目数：0×0点＝ 0点 （評価対象外：1） 合計 14 点（14／14＝100％）	
	1 業務運営の効率化による経費の削減	1 業務運営の効率化による経費の削減	1 業務運営の効率化による経費の削減	○1 業務運営の効率化による経費の削減			評価 B <評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの	

						合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：2 評価 s の小項目数：0 × 4 点 = 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点 = 0 点 評価 b の小項目数：2 × 2 点 = 4 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点 = 0 点 合計 4 点（4 / 4 = 100%） ・業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で対前年度比 1%の抑制が行われている。 ・一般管理費については、毎年度平均で対前年度比 3%の抑制が行われている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし
（１）業務経費の削減	（１）業務経費の削減	（１）業務経費の削減	◇（１）業務経費の削減	<主要な業務実績>	<評価と根拠>	評価
業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費(特殊要因により増減する経費を除く。))については、毎年度平均で少なくとも対前年度比 1 %の抑制を行うことを目標に、削減する。	業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費(特殊要因により増減する経費を除く。))については、毎年度平均で少なくとも対前年度比 1 %の抑制を行うことを目標に、削減する。	業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費(特殊要因により増減する経費を除く。))については、毎年度平均で少なくとも対前年度比 1 %の抑制を行うことを目標に、削減する。	業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。))を少なくとも対前年度比 1 %削減する。 s：達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある a：達成度合は、120%以上であった b：達成度合は、100%以上 120%未満であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。))については、2,924 百万円となり、対前年度比の毎年度平均は 1.0%の抑制となった。 （別添 6-1）	評価 b 令和元年度における業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。))については、対前年度比の毎年度平均で 1.0%の抑制となり、達成度合は 100%であった。 <課題と対応> 特になし	b
						法人の自己評価は、適当と認められる。

	（２）一般管理費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制を行うことを目標に、削減する。	（２）一般管理費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制を行うことを目標に、削減する。	（２）一般管理費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制を行うことを目標に、削減する。	◇（２）一般管理費の削減 一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）を少なくとも対前年度比３％削減する。 s：達成度合は、120％以上であり、顕著な成果がある a：達成度合は、120％以上であった b：達成度合は、100％以上120％未満であった c：達成度合は、80％以上100％未満であった d：達成度合は、80％未満であった	<主要な業務実績> 一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、239 百万円となり、対前年度比の毎年度平均は 3.0％の抑制となった。 （別添 6－1）	<評定と根拠> 評定 b 一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、対前年度比の毎年度平均で 3.0％の抑制となり、達成度合は 100％であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。				
評定	b													
法人の自己評価は、適当と認められる。														
2	役職員の給与水準	2	役職員の給与水準	2	役職員の給与水準	○ 2	役職員の給与水準			<table><tr><th>評定</th><td>B</td></tr><tr><td colspan="2"> <評定に至った理由> 小項目の評定は b であり、この数値の割合が基準となる数値の 80％以上 120％未満であることから、評定は B とした。 小項目の総数： 1 評定 s の小項目数： 0 × 4 点＝ 0 点 評定 a の小項目数： 0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数： 1 × 2 点＝ 2 点 評価 c の小項目数： 0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数： 0 × 0 点＝ 0 点 合計 2 点（ 2 ／ 2 ＝100％） ・役職員の給与水準については、昇給幅の抑制等を実施し、職員の令和元年度給与水準の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は 102.4 となり、100 は超えているものの国家公務 </td></tr></table>	評定	B	<評定に至った理由> 小項目の評定は b であり、この数値の割合が基準となる数値の 80％以上 120％未満であることから、評定は B とした。 小項目の総数： 1 評定 s の小項目数： 0 × 4 点＝ 0 点 評定 a の小項目数： 0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数： 1 × 2 点＝ 2 点 評価 c の小項目数： 0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数： 0 × 0 点＝ 0 点 合計 2 点（ 2 ／ 2 ＝100％） ・役職員の給与水準については、昇給幅の抑制等を実施し、職員の令和元年度給与水準の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は 102.4 となり、100 は超えているものの国家公務	
評定	B													
<評定に至った理由> 小項目の評定は b であり、この数値の割合が基準となる数値の 80％以上 120％未満であることから、評定は B とした。 小項目の総数： 1 評定 s の小項目数： 0 × 4 点＝ 0 点 評定 a の小項目数： 0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数： 1 × 2 点＝ 2 点 評価 c の小項目数： 0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数： 0 × 0 点＝ 0 点 合計 2 点（ 2 ／ 2 ＝100％） ・役職員の給与水準については、昇給幅の抑制等を実施し、職員の令和元年度給与水準の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は 102.4 となり、100 は超えているものの国家公務														

						員の俸給の特別調整手当（管理職手当）にあたる職員の割合が高いことが要因であり、このことを考慮すれば妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし			
						<table><tr><td>評価</td><td>b</td></tr></table>	評価	b	
	評価	b							
							法人の自己評価は、適当と認められる。		
	給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指数を国家公務員と同程度に維持するとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表する。	s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 平成 30 年度の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は 102.8 となったが、この結果については、「主務大臣の検証結果」において、「国家公務員の俸給の特別調整手当（管理職手当）にあたる職員の割合が高いことに要因があり、これを考慮すれば妥当である」とされた。 この検証結果等を令和元年 6 月 28 日に公表した。 令和元年度においても、引き続き管理職の昇給幅の抑制等を行ったところ、令和元年度の指数は 102.4 となる見込みである。	＜評価と根拠＞ 評価 b 平成 30 年度給与水準について、国家公務員の状況を考慮した上で、必要な取組を行い、国家公務員と同程度に維持することができた。また、その検証結果等を遅滞なく公表した。 ＜課題と対応＞ 特になし			
	3 調達等合理化	3 調達等合理化	3 調達等合理化	○ 3 調達等合理化 随意契約の見直しに向けた計画的取組			<table><tr><td>評価</td><td>B</td></tr></table> ＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評価は B とした。 小項目の総数： 3	評価	B
評価	B								

						評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：3 × 2 点＝ 6 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 6 点（6 ÷ 6＝100%） ・随意契約の見直しに向けた計画的取組については、真にやむを得ない契約を除く全ての契約を競争性のある契約とするなど、着実な実施が図られている。また、契約の状況を定期的にホームページに公表しているほか、外部有識者等からなる契約監視委員会により契約状況の点検を受けるなど契約に係る競争性、透明性の確保が図られている。このほか、監事への契約状況の報告を通じ、入札・契約の適正な実施についてのチェックが十分に行われている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし		
						<table><tr><th>評価</th><td>b</td></tr></table> 法人の自己評価は、適当と認められる。	評価	b
評価	b							
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものを除き行わないこととするとともに、競争	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとするとともに、競争性の	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとするとともに、競争性のあ	（１）「調達等合理化計画」に基づく取組 分母を機構が締結した契約件数(真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く)とし、分子を競争性のある契約件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる	<主要な業務実績> 「令和元年度独立行政法人農畜産業振興機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、随意契約（少額随意契約を除く）のうち、事務室の賃借契約、都道府県への委託契約等、真にやむを得ないものを除いた全契約（48 件）について、企画競争又は参加確認型公募とした。 これにより、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く機	<評価と根拠> 評価 b 随意契約等審査委員会の活用等により、機構が締結した契約のうち、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く全てについて、競争性のある契約とすることができ、達成度合は 100%（269 件/269 件）であった。 また、競争契約、随意契約（少額随意契約を除く）の状況及び一者応札・応募の解消に向けた			

	性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。	ある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。	る契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。	b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	構が締結した契約（269件）全てについて競争性のある契約とした。 また、少額随意契約を除く機構が締結した契約（354件）全てについて毎月ホームページにおいて公表した。 （別添6-2） さらに、一者応札・応募の解消に向けて、入札等公告の都度、調達情報メールマガジンを配信したほか、一者応札であった入札32件のうち入札説明会に複数者が参加したもの（20件、35者）についてアンケートを実施する等の取組を行うとともに、その状況を公表した。 （別添6-3）	取組状況について、機構ホームページで公表することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし		
				（2）競争性、透明性の確保 分母を企画競争・公募等を実施した随意契約の件数とし、分子を機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%で	＜主要な業務実績＞ 競争性・透明性を確保するため、企画競争・公募等を実施した随意契約(50件)全てにおいて、機構掲示板及びホームページへの掲載を行った。 （別添6-2）	＜評定と根拠＞ 評定b 企画競争・公募等を実施した50件全てにおいて、機構掲示板及びホームページへの掲載を行い、達成度合は100%（50件/50件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし		
							<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr></table> 法人の自己評価は、適当と認められる。	評定
評定	b							

	また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を受ける。 【指標】 入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会における点検結果及びその反映状況。 (参考：第3期中期目標 期間実績：委員会を年1回開催)	また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。	また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。	あった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった (3) 監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 監事に対して、毎月、所定の様式により、各部の契約状況を報告するとともに、外部有識者等からなる契約監視委員会に平成30年度の契約の状況を報告し点検を受けた。 また、監事及び契約監視委員会から受けた指摘については、必要に応じ業務運営に反映した。	<評定と根拠> 評定b 毎月、監事に対し契約状況を報告するとともに、契約監視委員会による点検を受け、指摘事項等に適切に対応し、十分な取組を行った。 <課題と対応> 特になし		
							評定	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	
4 業務執行の改善	4 業務執行の改善	4 業務執行の改善	4 業務執行の改善	○ 4 業務執行の改善			評定	B
							<評定に至った理由> 小項目の評定はaが1、bが5であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：6 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：5×2点＝10点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 13点 (13／12＝108%) ・理事長自らが行う四半期ごとのヒアリングにより、業務の進捗状況を点検・分析し、抽出された課題等への対応を的確に指示・確認することで、法人の業務運営の基本である年度計画の	

						確実な達成に努めている。 ・外部有識者からなる業務実績に関する評価委員会での指摘事項について整理の上、機構HPのキッズコーナーへのコンテンツの追加やアンケートページの導入準備、Facebookによる画像情報の積極的な発信など、特に消費者への情報発信を強化している。 また、外部有識者からなる補助事業に関する第三者委員会による事業の審査・評価を十分に受けつつ事業の執行に取り組んでいる。
						＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし
						＜その他事項＞ 特になし
						評価
機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価及び補助事業についての審査・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。	（１）機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。	（１）業務全体の点検・評価 ア 業務の進行状況及び実績について、四半期毎に点検・評価する。	◇（１）業務全体の点検・評価 ア 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な点検・評価 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 年度計画を具体化するための工程表（具体化推進シート）を年度初めに策定し、四半期毎に理事長が主催するヒアリングにおいて、工程表の内容と実績とを比較し、業務の進捗状況を点検・分析することにより、目標の達成状況、阻害要因など、現状を適切に把握した。また、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、業務運営の適切な進行管理を行った。併せて、工程表に業務の進捗状況について自己評価を記述する欄を設け、業績の点検を実施した。 （別添6－4）	＜評定と根拠＞ 評定b 工程表に基づき、四半期毎に点検・分析を行うことにより、業務運営の的確な進行管理及び自己評価を実施し、業務の進捗状況及び実績の点検・評価に十分取り組んだ。 ＜課題と対応＞ 特になし	法人の自己評価は、適当と認められる。

		イ 平成 30 年度における業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。	イ 第三者機関による業務の点検・評価の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	【参考】 令和元年度は4月、7月、10月、2月に実施した。	＜主要な業務実績＞ 令和元年6月6日に「平成 30 年度業務実績について」等を議題とする、外部有識者からなる第 17 回機構評価委員会を開催し、平成 30 年度業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施した。	＜評価と根拠＞ 評価 b 機構評価委員会による業務の点検・評価に十分取り組んだ。 なお、第三者機関により業務実績の自己評価に当たって点検・評価を受けることは、独立行政法人通則法等には規定のない、当機構独自の自主的取組である。 ＜課題と対応＞ 特になし		
				評価			b	
				法人の自己評価は、適当と認められる。				
	(2) 補助事業について	ウ 第三者機関による平成 30 年度における業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。	ウ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 委員会の開催後、業務運営に反映すべき委員指摘事項について整理の上、令和元年度においては、機構 HP におけるキッズコーナーへのコンテンツの追加、アンケートページの導入準備、職員採用案内ページの運用改善、Facebook による画像情報の積極的な発信などを実施した。	＜主要な業務実績＞ 委員会の開催後、業務運営に反映すべき委員指摘事項について整理の上、令和元年度においては、機構 HP におけるキッズコーナーへのコンテンツの追加、アンケートページの導入準備、職員採用案内ページの運用改善、Facebook による画像情報の積極的な発信などを実施した。	＜評価と根拠＞ 評価 a HP のコンテンツの拡充をはじめとする委員会での指摘事項を真摯に反映することで、業務運営の実質的な向上を実現できたことに着目し、a 評価とした。 ＜課題と対応＞ 特になし	評価	a
				第三者機関による指摘を踏まえ、機構HPのキッズコーナーへのコンテンツの追加やアンケートページの導入準備、Facebook による画像情報の積極的な発信など、指摘事項を真摯に反映することで業務運営の実質的な向上を実現できたことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a 評価とした。				
				(2) 補助事業について				

	て、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。	評価 平成 30 年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。	査・評価 ア 事業の達成状況等の自己評価 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」に基づき、平成 30 年度の各事業の達成状況等について自己評価を行った。	＜評定と根拠＞ 評定 b 補助事業の的確な進行管理とともに、平成 30 年度補助事業の達成状況等についての自己評価に十分取り組んだ。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr></table> 法人の自己評価は、適当と認められる。	評定	b
			評定	b				
			イ 第三者機関による事業の審査・評価 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 令和元年 7 月 5 日に外部専門家・有識者からなる第 25 回補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の評価等を行った。	＜評定と根拠＞ 評定 b 補助事業に関する第三者委員会を開催し、補助事業の審査・評価に十分取り組んだ。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr></table> 法人の自己評価は、適当と認められる。	評定	b
			評定	b				
ウ 必要に応じた業務の見直し s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった	＜主要な業務実績＞ 委員会の開催後、業務の見直しにつなげるべき委員指摘事項への対応方針について整理の上、関係各部において必要な業務の見直しを行った。	＜評定と根拠＞ 評定 b 四半期毎の業務の点検・評価結果に基づき、必要に応じた業務運営への反映に十分取り組んだ。 ＜課題と対応＞	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr></table> 法人の自己評価は、適当と認められる。	評定	b			
評定	b							

			c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する		特になし		
5 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。	5 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。	5 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。	○ 5 機能的で効率的な組織体制の整備 必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 令和元年度においては実績なし	<評定と根拠> 評定－ <課題と対応> 特になし	評定	－
						－	
6 補助事業の効率化等	6 補助事業の効率化等	6 補助事業の効率化等	○ 6 補助事業の効率化等			評定	B
						<評定に至った理由> 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：13 評定 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評定 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：11 × 2 点＝ 22 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 （評価対象外：2） 合計 22 点（22／22＝100%） ・補助事業については、事業実施主体の選定に	

						当たり、事業の公表後迅速に手続に着手し、公募により事業の実施の透明性を確保しつつその早期実施が図られている。また、事業の採択に当たり費用対効果分析等の評価手法を用いるなど、効率的かつ透明性の高い補助事業の実施が図られている。 ・補助事業を適正かつ効果的に実施するための新規事業を中心とした事業説明会等の実施、定められた日数以内での交付決定の実施等については、適切に実施されている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし
						評価b
（１）透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、事業内容等の事業に関する各種情報を公表することとし、事業の採択の概要については、四半期終了月の翌月末までに公表する。 また、事業の適切かつ円滑な実施の観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。	（１）透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、以下の取組を実施する。	（１）透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、以下の取組を実施する。	◇（１）透明性の確保 ア 分母を事業数（事業の性格・内容に照らし、公募による事業実施主体の選定になじまないものを除く。）とし、分子をこのうち公募を実施した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 令和元年度補正予算及び2年度当初予算に係る畜産業振興事業並びに平成31年度当初予算に係る野菜農業振興事業について、事業の公表後、事業実施主体の選定に当たっての公募を行った。 （内訳） 畜産分野：年3回、13事業 （別添6-5） 野菜分野：年3回、2事業（契約野菜収入確保モデル事業、加工・業務用野菜生産基盤強化事業）	＜評価と根拠＞ 評価b 畜産業振興事業及び野菜農業振興事業について、事業実施主体の選定を公募方式で行うことにより、透明性の高い形での実施を図ることができた。達成度合は100%（15事業/15事業）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	法人の自己評価は、適当と認められる。

	ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。	ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。	イ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表 分母を公表回数とし、分子を四半期終了月の翌月末までにホームページに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 補助事業の適正、効率的な実施を図るため、令和元年度に実施する畜産業振興事業及び野菜農業振興事業の事業概要及び採択した事業の概要について、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表した。 (内訳) 畜産分野：年4回 野菜分野：年4回	＜評定と根拠＞ 評定b 提供すべき事業の概要等の情報を適切にホームページにおいて公表した。達成度合は100%（8回/8回） ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
	評定	b								
	法人の自己評価は、適当と認められる。									
イ 事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。	イ 新規事業を中心に、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。	ウ 事業説明会等の実施 分母を新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%で	＜主要な業務実績＞ 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、 ①畜産業振興事業において、必要のあった新規1事業・拡充2事業について、事業実施主体に対する事業説明会（肉畜1回、酪農3回、全4回）及び現地確認調査（酪農3回）を実施した。 なお、継続事業についても同様の説明会（肉畜24回、酪農5回、全29回）及び現地確認調査（肉畜13回、酪農18回、	＜評定と根拠＞ 評定b 新規・拡充事業を中心に事業説明会、現地確認調査等を計画的に行うことにより、事業実施主体に対する指導の徹底を図ることができた。達成度合は100%（3事業/3事業）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

			あった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	全 31 回）を実施した。 （別添 6－6） ②野菜農業振興事業における継続事業について、事業実施主体に対する説明会（12 回）及び現地確認調査（53 回）を実施した。 （別添 3－5）			
						評価	b
						法人の自己評価は、適当と認められる。	
（２）効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、受理した要領、実施計画及び交付申請について、10 業務日以内に承認等を行うとともに、施設整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施し、事後評価により効用が費用以下となる場合は、すべて改善指導を実施する。 また、畜産業振興事業等について、補助金の効率的な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、事業実施主体における基金について毎年度見直しを行う。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成し	（２）効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。	（２）効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。	◇（２）効率的な事業の実施 ア 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、事業の進行管理システムにより執行件数や執行額等について毎月進捗状況の管理を行った。 （別添 6－7）	<評価と根拠> 評価 b 進行管理システムにより、事業の進行管理を的確に実施した。 <課題と対応> 特になし		

ている基金については、 機構の業務実施に必要な経費を確保する。 （第3 期中期目標期間 実績：要領等の受理から 10 業務日以内の承認 等：99%）							
						評価	b
						法人の自己評価は、適当と認められる。	

ア 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。	ア 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。	イ 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択 分母を事業採択を行った件数とし、分子を評価基準を満たしているものを採択した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 評価手法が開発されている施設整備事業について、費用対効果分析又はコスト分析の評価基準を満たしているものを採択した。採択状況は以下のとおり。 （費用対効果・採択件数） 食肉流通改善合理化支援事業 1 件 小計 1 件 （コスト分析・採択件数） 酪農経営支援総合対策事業 34 件 肉用牛経営安定対策補完事業 11 件 堆肥舎等長寿命化推進事業 7 件 食肉流通改善合理化支援事業 3 件 畜産経営災害総合対策緊急支援事業 6 件 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業 24 件	＜評定と根拠＞ 評定 b 評価基準を満たしている事業を採択することにより、施設整備事業の効率的かつ効果的な実施を図ることができた。達成度合は100% (86 件/86 件) であった。 ＜課題と対応＞ 特になし
--------------------------------------	--------------------------------------	---	--	---

				小計 85 件 合計 86 件		
	イ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。	イ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。	ウ 設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 採択した事業実施計画について、施設等の設置工事は計画に沿って進行していることをヒアリング又は報告徴求により確認した結果、工事の進捗が遅れるなどにより、現地調査を必要とするものはなかった。	＜評定と根拠＞ 評定－ ＜課題と対応＞ 特になし	
	ウ 費用対効果分析を実施している事業にあっては、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までは利用状況の調査を行う。	ウ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までのものの利用状況の調査を行う。	エ 設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 分母を対象件数とし、分子を確認した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以	＜主要な業務実績＞ 費用対効果分析を実施している事業で設置した対象施設全てについて、施設設置後3年目までのもの（15件）及び5年目までのもの（15件）について利用状況を確認した。	＜評定と根拠＞ 評定b 必要な対象事業全てについて利用状況の確認を行った。達成度合は100%（30件/30件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	

	また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。	また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。	上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 目標年を3年（肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）としている施設13件について、事後評価報告書を徴取し、効用が費用を上回ったか否かの審査・確認を行った。 その結果、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業1件について、投資効率が1以下となり、事業実施主体から提出のあった改善策に基づき現地指導を実施した。 （別添6－8） なお、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業は、平成27年度から国へ移管している。	＜評定と根拠＞ 評定b 投資効率1以下のものについて、改善策に基づく現地指導を実施した。達成度合いは100%であった。（1件/1件） ＜課題と対応＞ 特になし	
			オ 事後評価 分母を効用が費用以下となった件数とし、分子を現地調査等を通じ改善を指導した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった			
			エ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、申請を受理した日から10業務日以内に承認等を行う。			エ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間を10業務日以内とする。

			a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	畜産分野：959件/959件 野菜分野：326件/326件						
	オ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入するとともに、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法の改善を行う。	オ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入する。また、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法の改善を行う。	キ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入 分母を新規等の補助事業数とし、分子を評価手法導入事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 令和元年度拡充事業である酪農経営支援総合対策に係る地域の生産体制強化事業等の4事業により整備する器具・機材について、コスト分析基準の改定又は見直しを行った。 なお、令和元年度予備費で措置された学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業については、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的に実施した事業であり、その性格上、新たな評価手法の導入になじまなかったため、達成度合の算定に含めていない。 【参考】新たなコスト分析基準の改定又は見直しを行った事業 ①酪農経営支援総合対策事業のうち地域の生産体制強化事業 ②堆肥舎等長寿命化推	<評価と根拠> 評価b 新規等の補助事業について、適切な評価手法の導入を行うことができた。達成度合は100%（4事業/4事業）であった。 <課題と対応> 特になし	<table> <tr> <th>評価</th><td>b</td></tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr> </table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評価	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

				進事業のうち、地域の 実情に応じた堆肥舎 等の長寿命化のため の補修の実証の取組 ③酪農労働省力化推進 施設等緊急整備対策 事業のうち、後継牛預 託育成体制整備事業 ④酪農労働省力化推進 施設等緊急整備対策 事業のうち、労働負担 軽減事業						
			ク 評価手法の必要に 応じた改善等 s：取組は十分であり、 かつ、目標を上回る顕著 な成果があった a：取組は十分であり、 かつ、目標を上回る成果 があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分で あり、改善を要する d：取組は不十分であ り、抜本的な改善を要す る	＜主要な業務実績＞ 事業実施状況等を踏 まえた結果、令和元年度 において評価手法の改 善等の必要がなかった。	＜評価と根拠＞ 評価－ ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評価</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">－</td></tr></table>	評価	－	－	
評価	－									
－										
カ 畜産業振興事業等 について、決算上の不用 理由の分析を行う。 また、同事業により造 成された基金について、 補助金等の交付により 造成した基金等に関す る基準（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定。以下「基 金基準」という。）等に 準じて定めた基準に基 づき、国における事業の	カ 畜産業振興事業等 について、次の取組を行 う。 （ア） 決算上の不用理 由の分析を行う。	ケ 決算上の不用理由 の分析 s：取組は十分であり、 かつ、目標を上回る顕著 な成果があった a：取組は十分であり、 かつ、目標を上回る成果 があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分で あり、改善を要する d：取組は不十分であ	＜主要な業務実績＞ 平成 30 年度事業のう ち不用額が大きい事業 について、その理由を分 析し、令和元年 7 月 5 日 に開催した補助事業に 関する第三者委員会に おいて、その結果を報告 した。 （別添 6－9）	＜評価と根拠＞ 評価 b 不用額の大きい事業 について、その理由を適 切に分析した。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評価</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		
評価	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

	改廃に資するよう、毎年度見直しを実施する。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。		り、抜本的な改善を要する					
		(イ) 造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づく基金の見直しを行う。	コ 基金の見直し s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 基金基準等に準じて定めた基金管理基準に基づき 6 基金の見直しを行った。 このうち、使用見込みの低い加工原料乳生産者経営安定対策事業の基金の一部を返還させた。 (別添 6-10)	＜評定と根拠＞ 評定 b 基金管理基準に基づき、基金の見直しを行うことができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr></table> 法人の自己評価は、適当と認められる。	評定	b
評定	b							
7 I C T の活用による業務の効率化	7 I C T の活用による業務の効率化	7 I C T の活用による業務の効率化	○ 7 I C T の活用による業務の効率化			<table><tr><td>評定</td><td>B</td></tr></table> ＜評定に至った理由＞ 小項目の評定は b であり、この数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。 小項目の総数：1 評定 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評定 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：1 × 2 点＝ 2 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 2 点（2 / 2 =100%） ・経理システムについて、決算業務に特化した現行システムに予算執行管理及び資金管理機能を追加するとともに、独法会計基準の改訂に対応するため、新たな財務会計システムを構築し	評定	B
評定	B							

						ている。また、同システムについて、担当する職員に対し研修会を実施し、新たなシステムに対応するための準備を行っている。	
						＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし	
						＜その他事項＞ 特になし	
T P P 等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、I C T の活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。	T P P 等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、I C T の活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。	T P P 等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、I C T の活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。	s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 経理システムについて、決算業務に特化した現行システムに予算執行管理及び資金管理機能を追加するとともに、独法会計基準の改訂（運営費交付金の収益化基準及びセグメント区分に基づく情報開示）に対応するため、新たな財務会計システムを構築した。 また、同システムについて、担当職員に対する研修会を複数回開催し、新年度から新たなシステムに対応するための準備を行った。	＜評定と根拠＞ 評定 b 財務・会計業務全般に対応したシステムを構築することにより、毎月の予算執行管理、資金管理及び財務諸表関連の帳票作成等が可能となるなど、業務の合理化・効率化を進めることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定	b
						法人の自己評価は、適当と認められる。	
第 5 財務内容の改善に関する事項	8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	○ 8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制			評定	B
						＜評定に至った理由＞ 小項目の評定は b であり、この数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。 小項目の総数： 1 評定 s の小項目数： 0 × 4 点＝ 0 点 評定 a の小項目数： 0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数： 1 × 2 点＝ 2 点	

	3 砂糖勘定の短期借入れに係るコストの抑制 砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成22年9月農林水産省公表)に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。	砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成22年9月農林水産省公表)に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。	砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成22年9月農林水産省公表)に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。	(指標＝適切な方法による借入金融機関の決定、適切な借入期間の設定) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 短期借入金の借入れに当たり、平成31年3月18日に一般競争入札を実施（応札金融機関：3者）し、令和元年度の借入金融機関を決定した結果、借入利率のうち固定利率（スプレッド）は、0％となった。 また、変動利率（日本円TIBOR）については、5月の大型連休及び年末年始を除き全ての借入期間を1週間以内としたことにより、年間を通じて0.0147％となった。以上により短期借入金の金利は、0.0147％となった。（短期プライムレート：1.475％）	＜評定と根拠＞ 評定b 競争性を持たせた借入金融機関の決定及び適切な借入期間の設定により、借入コストの抑制に努めることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 2点（2／2＝100％） ・砂糖勘定の短期借入金の借入に当たり、一般競争入札の実施により借入利率のうち固定利率（スプレッド）が0％となったほか、借入期間を原則として1週間以内とし、変動利率（日本円タイボー）を最も低く抑えることで、借入コストの削減が図られている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし	
							評定	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	

4. その他参考情報
(契約に係る事務手続等) 契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。 契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあつては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たっては、経理担当理事、経理担当総括調整役、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。 また、総合評価落札方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、規程を定め、「総合評価落札方式について」（19 農畜機第 4914 号）及び「複数年度契約について」（20 農畜機第 3538 号）により適切に措置している。 (第三者への再委託) 委託契約の内容全てを第三者に再委託することは禁止している。やむを得ず契約内容の一部を第三者に再委託する場合には、書面により機構の承認を得ることを契約事務細則で定めており、契約事務責任者がその合理性等について審査・承認を行っている。令和元年度においては 18 件（少額随意契約を除く）について再委託の承認を行ったが、いずれも的確かつ効率的に契約を履行するためには、やむを得ないと判断したものである。 (一者応札の解消に向けた取組) ①公告期間の延長、② I T 技術支援者から助言を得た上でのシステム仕様書等の作成・開示、③調達情報の「メルマガ」配信や機構ホームページでの今後の入札予定の掲載等周知方法の改善、④入札に参加しなかった者に対するアンケート結果に基づく公告時期の早期化、⑤入札時期の前倒し等、競争参加者の増加に向けた取組を実施した結果、一者応札は 32 件（前年度 46 件）となった。 (法人の長に対する報告) 令和元年 6 月 20 日に開催された第 11 回契約監視委員会の審査結果について理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期毎に理事長及び監事に報告し、点検・評価を受けた。 (会計検査院からの指摘への対応) 令和元年度は指摘なし

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	財務運営の適正化及び資金の管理及び運用		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0141、0142、0144、0146、0147、0163、0171

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第5 財務内容の改善に関する事項	第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	第3 予算、収支計画及び資金計画	◎第3 予算、収支計画及び資金計画			評価	B
							大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、B評価が2であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 中項目の総数：2 評価Sの小項目数：0×4点＝ 0点 評価Aの小項目数：0×3点＝ 0点 評価Bの小項目数：2×2点＝ 4点 評価Cの小項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの小項目数：0×0点＝ 0点 （評価対象外：0） 合計 4 点（4／4＝100%）	
	1 財務運営の適正化 中期目標期間における予算、収支計画及び資	1～3 [略] 4 財務運営の適正化	1～3 [略] 4 財務運営の適正化	○1 財務運営の適正化			評価	B
							＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。	

	金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行する。					小項目の総数：2 評定 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評定 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：2 × 2 点＝ 4 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 4 点（4／4＝100%） ・収益化単位の業務整理を行うとともに、予算と実績の管理を行い、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示できる体制が整備されている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし					
	独立行政法人会計基準の改訂（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。	独立行政法人会計基準の改訂（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。	独立行政法人会計基準（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。	（１）収益化単位の業務毎の予算と実績の適正な管理 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 「独立行政法人農畜産業振興機構の運営費交付金収益化に係る基準等について〔平成 28 年 3 月 31 日付〕〔27 農畜機第 5928 号〕」等に基づき、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績の管理を行った。	＜評定と根拠＞ 評定 b 引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績の管理を行うことができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
	評定	b									
	法人の自己評価は、適当と認められる。										
また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。	また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。	また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。	（２）業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示となるよう取り組む s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった	＜主要な業務実績＞ 平成 30 年度決算において、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を行った。	＜評定と根拠＞ 評定 b 平成 30 年度決算において、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を行うことができた。	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											

			a：取組は十分にあり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分にであった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する		＜課題と対応＞ 特になし		
2 資金の管理及び運用	5 資金の管理及び運用	5 資金の管理及び運用	○ 2 資金の管理及び運用			評価	B
						＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：1 評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：1 × 2 点＝ 2 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 2 点（2／2＝100%） ・事業資金等の法人の保有する資金について、流動性の確保と元本保全を第一義としつつ、効率的な運用が行われている。また、資金の管理運用に関し、理事長を長とする資金管理委員会において、適切な資金管理のための方針決定や実績確認が行われている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし	
						評価	b
資金の管理及び運用	資金の管理及び運用	資金の管理及び運用	「資金管理運用基準」	＜主要な業務実績＞	＜評価と根拠＞	評価	b

	においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。	においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。	においては、「資金管理運用基準」に基づき、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。 （１）事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月２回以上実施する。 （２）資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。	に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用（指標＝毎月２回以上の運用、有価証券による運用の実施） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する （経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要因による影響があった場合には、これを捨象して評価する。）	「資金管理運用基準」に基づき、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月２回以上実施した。 また、資本金、事業資金の一部については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施した。 （別添７－１、７－２、７－３）	評価 b 支払に必要な資金は、支払が滞ることなく効率的に運用した。 また、長期運用が可能な資金についても、安全性に留意しつつ有価証券による効率的な運用を行うことができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	法人の自己評価は、適当と認められる。
--	--------------------------	--------------------------	--	---	---	--	--------------------

4. その他参考情報

(資金の保有状況等)

畜産関係の資金として、調整資金 765 億円及び畜産業振興資金 3,163 億円（関連法人等に対する出資金見合等 72 億円を含む。）、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金 381 億円を令和元年度末で保有しているが、国庫等から受け入れた事業財源の当期末残高であり、翌年度以降の事業等に充てるため「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。

(関連会社等に対する出資)

関連会社等に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第 8 条及び業務方法書第 252 条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。

これらについては、令和元年 5 月～ 9 月の間に出資対象である全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、必要な指導等を行った。

なお、平成 15 年 10 月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。（別添 7-4、7-5、7-6）

(関連会社等との契約の状況)

関連会社及び関連公益法人等と当機構の間には契約に係る取引はない。

(目的積立金等の状況)

法人全体

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	35,612	31,118			

目的積立金	—	—			
積立金	—	608			
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	351	586			
当期の運営費交付金交付額(a)	2,441	2,608			
うち年度末残高(b)	351	235			
当期運営費交付金残存率(b÷a)	14.4	9.0			
(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。					
畜産勘定			(単位：百万円、%)		
	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	870	870			
目的積立金	—	—			
積立金	—	0			
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	188	294			
当期の運営費交付金交付額(a)	793	737			
うち年度末残高(b)	188	106			
当期運営費交付金残存率(b÷a)	23.7	14.4			
(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。					
補給金等勘定			(単位：百万円、%)		
	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	27,622	25,293			
目的積立金	—	—			
積立金	—	—			
うち経営努力認定相当額					
(注1) 金額は、百万円未満四捨五入である。					
(注2) 当勘定は、運営費交付金は措置されていない。					
野菜勘定			(単位：百万円、%)		
	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
目的積立金	—	—			
積立金	—	354			
うち経営努力認定相当額					

運営費交付金債務	80	162			
当期の運営費交付金交付額(a)	357	489			
うち年度末残高(b)	80	83			
当期運営費交付金残存率(b÷a)	22.4	17.0			

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

砂糖勘定

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 (最終年度)
目的積立金	—	—			
積立金	—	—			
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	60	86			
当期の運営費交付金交付額(a)	926	1,007			
うち年度末残高(b)	60	27			
当期運営費交付金残存率(b÷a)	6.5	2.7			

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

でん粉勘定

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	2,960	2,960			
目的積立金	—	—			
積立金	—	254			
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	15	30			
当期の運営費交付金交付額(a)	311	314			
うち年度末残高(b)	15	15			
当期運営費交付金残存率(b÷a)	4.8	4.8			

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

肉用子牛勘定

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	4,161	1,994			
目的積立金	—	—			
積立金	—	0			
うち経営努力認定相当額					

運営費交付金債務		9	13			
当期の運営費交付金交付額(a)		54	61			
	うち年度末残高(b)	9	5			
当期運営費交付金残存率(b÷a)		16.7	8.2			
(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。						

第4 短期借入金の限度額

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
4	短期借入金の限度額			
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0147	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
－		第4 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。	第4 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。	◎第4 短期借入金の限度額 短期借入金額の十分な精査			評定	B
							大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評定を点数化して行う。中項目の評定は、B評定が1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 中項目の総数：3 評定Sの小項目数：0×4点＝0点 評定Aの小項目数：0×3点＝0点 評価Bの小項目数：1×2点＝2点 評価Cの小項目数：0×1点＝0点 評価Dの小項目数：0×0点＝0点 （評価対象外：2） 合計 2 点（2／2＝100%）	
				○1 運営費交付金の	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	－

			受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入れ s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	資金の状況を常に把握した結果、借入れの必要はなかった。	評価一 ＜課題と対応＞ 特になし	－		
	2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 800 億円とする。	2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、800 億円とする。	○ 2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ			<table><tr><td>評価</td><td>B</td></tr></table> ＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数： 1 評価 s の小項目数： 0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数： 0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数： 1 × 2 点＝ 2 点 評価 c の小項目数： 0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数： 0 × 0 点＝ 0 点 合計 2 点（2 / 2 =100%） ・砂糖勘定の繰越欠損金については、法人が糖価調整制度を適切に運営した結果、生じたものである。当該制度においては、調整金収入の水準を決定する指定糖調整率や生産者等への交付金単価等は農林水産省において決定されるため、法人においては、直接、収支をコントロールできる仕組みとはなっていない。砂糖勘定の短期借入金は、法人が制度を的確に実施する上で、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借り入れたものであり、借入に至った理由は適切であったと認められる。また、借入に当たっては、入札を実施し、借入利率を低減するなどの取組を行っている。	評価	B
評価	B							

						<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし		
			s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 期中における短期借入金残高（最高額 250.6 億円）は借入限度額の範囲内であった。 具体的には、期首の借入金残高 169 億円及び交付金支払不足額 522 億円のうち、440 億円を調整金収入等により償還し、残りの 251 億円について借換えを行った。 機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しているが、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額について借り入れたものである。 【期末借入残高の推移】 <30 年度>169 億円 <元年度>251 億円	<評定と根拠> 評定 b 機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しているが、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。 砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足について借り入れたものであり、借入れに至った理由等は適切であった。また、借入先を入札で決定する等により、借入利率を低く抑え金利負担の軽減を図ることができた。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr></table> 法人の自己評価は、適当と認められる。	評定	b
評定	b							

		3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 120 億円とする。	3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120 億円とする。	○ 3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 資金の状況を把握した結果、借入れの必要はなかった。	＜評定と根拠＞ 評定－ ＜課題と対応＞ 特になし	評定	－
							－	

4. その他参考情報
(砂糖勘定の繰越欠損金) 繰越欠損金は、主に国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。 令和元年度においては、調整金等収入 506 億円に対し、交付金等支出 572 億円で 65 億円の調整金の収支差が生じたことから、令和元年度末における砂糖勘定の調整金に係る繰越欠損金は 277 億円となった。 (別添 7-7)

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5	1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0144

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	一	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	◎第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画			評価	B
							大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、B評価が2であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の 80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 中項目の総数：2 評価Sの小項目数：0×4点＝ 0点 評価Aの小項目数：0×3点＝ 0点 評価Bの小項目数：2×2点＝ 4点 評価Cの小項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの小項目数：0×0点＝ 0点 （評価対象外：0） 合計 4 点（4／4＝100%）	
		緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予	緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予	○1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補			評価	B
							＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であるこ	

		算及び平成26年度補正 予算で措置された畜産 業振興事業の実施に伴 う返還金等、並びに畜 産高度化支援リース事 業及び配合飼料価格安 定基金運営円滑化等事 業の実施に伴う返還金 等について、各年度に 発生した当該返還金等 をその翌年度までに金 銭により国庫に納付す る。	算及び平成26年度補正 予算で措置された畜産 業振興事業の実施に伴 う返還金等、並びに畜 産高度化支援リース事 業及び配合飼料価格安 定基金運営円滑化等事 業の実施に伴う返還金 等について、各年度に 発生した当該返還金等 をその翌年度までに金 銭により国庫に納付す る。	正予算及び平成 26 年度 補正予算で措置された 畜産業振興事業の実施 に伴う返還金等、並び に畜産高度化支援リー ス事業及び配合飼料価 格安定基金運営円滑化 等事業の実施に伴う返 還金等の金銭による納 付			とから、評価はBとした。
				s：取組は十分であり、 かつ、目標を上回る顕 著な成果があった	＜主要な業務実績＞ 緊急的な経済対策と して平成 21 年度補正予 算、平成 24 年度補正予 算、平成 25 年度補正予 算及び平成 26 年度補正 予算で措置された畜産 業振興事業に係る返還 金等の不要となる資金 については、令和元年 10 月 30 日に 1,339 百万 円の国庫納付を行っ た。 また、配合飼料価格 安定基金運営円滑化等 事業に係る返還金	＜評価と根拠＞ 評価 b 国からの納入告知に 基づき、計画どおり国 庫納付を行うことがで きた。 ＜課題と対応＞ 特になし	小項目の総数： 1 評価 s の小項目数： 0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数： 0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数： 1 × 2 点＝ 2 点 評価 c の小項目数： 0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数： 0 × 0 点＝ 0 点 合計 2 点（2／2＝100％） ・緊急的な経済対策として、平成 21 年度補正 予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正 予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜 産業振興事業に係る返還金等の不要となる資 金については、令和元年 10 月に計画通り国庫 納付が実施されている。また、配合飼料価格安 定基金運営円滑化等事業に係る返還金は令和 元年 10 月及び令和 2 年 3 月に国庫納付されて おり、適切に実施されている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし
				a：取組は十分であり、 かつ、目標を上回る成 果があった			
				b：取組は十分であっ た			
				c：取組はやや不十分 であり、改善を要する			
				d：取組は不十分であ り、抜本的な改善を要 する			

				29,765 百万円を令和元年 10 月 30 日及び令和 2 年 3 月 13 日に国庫納付した。										
		平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、早期に金銭により国庫に納付する。	平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、金銭により国庫に納付する。	○ 2 平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付		<table><tr><td>評価</td><td>B</td></tr><tr><td colspan="2">＜評価に至った理由＞ 小項目の評価は b であり、この数値の割合が基準となる数値の 80% 以上 120% 未満であることから、評価は B とした。 小項目の総数： 1 評価 s の小項目数： 0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数： 0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数： 1 × 2 点＝ 2 点 評価 c の小項目数： 0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数： 0 × 0 点＝ 0 点 合計 2 点（2 / 2 = 100%） ・平成 23 年度に牛肉・稲わらセシウム関連緊急対策として予備費を財源に措置した、肉用牛肥育経営緊急支援事業及び原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業について、国庫納付が適切に行われている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし</td></tr><tr><td>評価</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評価	B	＜評価に至った理由＞ 小項目の評価は b であり、この数値の割合が基準となる数値の 80% 以上 120% 未満であることから、評価は B とした。 小項目の総数： 1 評価 s の小項目数： 0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数： 0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数： 1 × 2 点＝ 2 点 評価 c の小項目数： 0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数： 0 × 0 点＝ 0 点 合計 2 点（2 / 2 = 100%） ・平成 23 年度に牛肉・稲わらセシウム関連緊急対策として予備費を財源に措置した、肉用牛肥育経営緊急支援事業及び原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業について、国庫納付が適切に行われている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし		評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評価	B													
＜評価に至った理由＞ 小項目の評価は b であり、この数値の割合が基準となる数値の 80% 以上 120% 未満であることから、評価は B とした。 小項目の総数： 1 評価 s の小項目数： 0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数： 0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数： 1 × 2 点＝ 2 点 評価 c の小項目数： 0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数： 0 × 0 点＝ 0 点 合計 2 点（2 / 2 = 100%） ・平成 23 年度に牛肉・稲わらセシウム関連緊急対策として予備費を財源に措置した、肉用牛肥育経営緊急支援事業及び原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業について、国庫納付が適切に行われている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし														
評価	b													
法人の自己評価は、適当と認められる。														
			s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった	＜主要な業務実績＞ 平成 23 年度に牛肉・稲わらセシウム関連緊	＜評価と根拠＞ 評価 b 国からの納入告知に									

				a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	急対策として予備費を財源に措置した対策のうち、肉用牛肥育経営緊急支援事業に係る、返還金等 40 百万円を平成 31 年 4 月 26 日、令和元年 7 月 31 日、10 月 30 日及び令和 2 年 1 月 28 日に国庫納付した。	基づき、計画どおり四半期毎に国庫納付を行うことができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	
--	--	--	--	---	---	---	--

4. その他参考情報
特になし

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
6	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	－	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	－	<主要な業務実績> 実績なし	<評定と根拠> 評定－ <課題と対応> －	評定	－

4. その他参考情報
特になし

第7 剰余金の使途

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	－	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	◎第7 剰余金の使途 剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 業務運営に必要なものに充てるべき剰余金 はなかった。	＜評定と根拠＞ 評定－ ＜課題と対応＞ 特になし	評定	－

4. その他参考情報
特になし

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
8－1～8－8	8－1 ガバナンスの強化 （１）内部統制の充実・強化 （２）コンプライアンスの推進 8－2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） （１）職員の人事に関する方針 （２）人員に関する指標 （３）業務運営能力等の向上 8－3 情報公開の推進 （１）情報開示及び照会事項への対応 （２）資金の流れ等についての情報公開の推進	8－4 消費者等への広報 （１）消費者等への情報提供 （２）ホームページの機能強化 8－5 情報セキュリティ対策の向上 （１）情報セキュリティ対策の向上 （２）緊急時を含めた連絡体制の整備 8－6 施設及び設備に関する計画 8－7 積立金の処分に関する事項 8－8 長期借入れを行う場合の留意事項	
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0147

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	（参考） （前中期目標期間 最終年度値等）	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	情報提供した事項に対する照会件数	－	3 件	3 件	5 件				
	目標業務日以内に対応した件数	翌業務日以内の対応	3 件	3 件	5 件				
	達成度合	－	100%	100%	100%				
	機構からの直接補助対象者等に係る情報公表回数	－	2 回	2 回	2 回				
	目標業務日以内に対応した回数	9 月末までの公表	2 回	2 回	2 回				
	達成度合	－	100%	100%	100%				
	生産者等への資金に係る情報公表回数	－	2 回	2 回	2 回				
	目標業務日以内に対応した回数	9 月末までの公表	2 回	2 回	2 回				
	達成度合	－	100%	100%	100%				
	輸入指定糖等から徴収した調整金の総額等に係る情報公表回数	－	4 回	4 回	4 回				
	目標業務日以内に対応した回数	四半期終了月の翌月末までの公表	4 回	4 回	4 回				

	達成度合	－	100%	100%	100%				
	機構からの補助金により造成された基金数	－	7 基金	7 基金	6 基金				
	保有状況等を公表した基金数	全ての基金について公表	7 基金	7 基金	6 基金				
	達成度合	－	100%	100%	100%				
	事業返還金を含む経理の流れに係る情報公表回数	－	1 回	1 回	1 回				
	目標業務日以内に対応した回数	9 月末までの公表	1 回	1 回	1 回				
	達成度合	－	100%	100%	100%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第6 その他業務運営に関する重要事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	◎第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項			評価 B 大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、B評価が6であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の80％以上120％未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 中項目の総数：8 評価Sの小項目数：0×4点＝0点 評価Aの小項目数：0×3点＝0点 評価Bの小項目数：6×2点＝12点 評価Cの小項目数：0×1点＝0点 評価Dの小項目数：0×0点＝0点 （評価対象外：2） 合計 12点（12／12＝100％）	
	1 内部統制の充実・強化	1 ガバナンスの強化	1 ガバナンスの強化	○1 ガバナンスの強化			評価 B <評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80％以上120％未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：7	

						評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：7 × 2 点＝ 14 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 14 点（14／14＝100％） ・法令等の遵守状況の確認や適切な業務の執行を確保する観点から内部監査が実施されており、理事長によるマネジメントの下、業務執行の改善、効率性の向上等に努めている。 ・コンプライアンスの推進については、外部有識者を含むコンプライアンス委員会の審議を経て策定したコンプライアンス推進計画に基づき実施され、外部のコンプライアンス推進相談等窓口を設置する等、各種取組が適切に行われている。また、理事長の下で役員をメンバーとする幹部会を開催し、業務運営に係る課題・対応等を協議・共有し、その内容については、法人内で職員に周知されている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・内部統制に係る体制については、今後とも、その定着をさらに図るとともに、有効性の観点から随時見直し・充実を図る必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし		
						<table><tr><td>評価</td><td>b</td></tr></table>	評価	b
評価	b							
法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、	（１）内部統制の充実・強化 法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方	（１）内部統制の充実・強化 内部統制の充実・強化を図るため、次の取組を行い、必要に応じて規程等を見直す。 ア 内部統制を適切に推進するための内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係るモニタリングを実施する。	（１）内部統制の充実・強化 ア 内部統制の推進 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果	＜主要な業務実績＞ 令和元年5月27日に内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係る平成29年度の点検結果のフォローアッ	＜評価と根拠＞ 評価 b 内部統制委員会を2回開催し各種取組に関する点検等を通じ、PDCAサイクルによる確実な	法人の自己評価は、適当と認められる。		

	実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。 また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。	法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。		があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	プ及び平成 30 年度のモニタリング結果の点検を行ったほか、業務の正確な執行の確保に資する観点から、過去に発生した業務上のミスについて類型化するとともに、主な要因を整理し、各部への共有を図った。 また、9 月 24 日にも同委員会を開催し、前年度に策定した「内部統制に関する改善方針」に係る具体化方策の実施状況の点検を行った。このほか、内部統制に関する職員の理解の向上に資するため、イントラネットに関連情報を一覧性のある形で整理・掲載したサイトを設置した。 さらに、役職員の行動の拠り所となる行動憲章について、機構業務の特性や内部統制の改善に向けた取組の方向性を踏まえつつ、役職員の意見も反映しながら見直しを加え、令和 2 年 3 月に全面的な改訂を行った。	検証及び今後に向けた対応の検討を行うことができた。また、イントラネットを通じた内部統制に関する情報の職員への共有についても改善し、併せてその浸透・推進を十分に図った。行動憲章については、機構業務の特性等を踏まえた見直しを行うことができた。 ＜課題と対応＞ 9 月に開催した内部統制委員会では、「内部統制に関する改善方針」に係る具体化方策の実施状況について概ね適切に対応されており、引き続き実施していくこととされたほか、内部統制に関する意識向上を図るためのアプローチを工夫することが必要とされた。これを踏まえ、今後も具体化方策の実施状況の定期的な点検を行うとともに、職員に対しては対面での周知・説明の機会を増やす等のより丁寧な対応を図っているところ。新たな行動憲章については、役職員に定着し、実践されるよう、折に触れ周知等を実施することとしている。	
	イ 理事長の意思決定を補佐するための役員会を開催する。	イ 役員会の開催 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著			＜主要な業務実績＞ 財務諸表の承認申請、業務方法書の変更認可	＜評定と根拠＞ 評定 b 役員会を適切に開催	評定 b

			な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	申請等の業務運営等に関する重要事項について、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を20回開催し、審議を行った。	することにより、理事長の意思決定の補佐に十分に取り組んだ。 ＜課題と対応＞ 特になし			
			ウ 組織目標の達成等に必要な情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会を定期的に開催する。	ウ 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 組織に与えられたミッションを有効かつ効率的に実施するための内部統制の充実を図るため、理事長の主催により、原則、毎週、役員をメンバーとする幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えとともに、組織として取り組むべき課題やそれへの対応を把握・共有し、その内容をイントラネットに掲載するなどして役職員に広く周知した。	＜評定と根拠＞ 評定b 計画どおり幹部会を開催し、その内容のイントラネットへの掲載等を行うことを通じ、役職員間の意思疎通及び情報共有に十分取り組んだ。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定	b
			エ 平成 31 年度内部監査	エ 内部監査の実施	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞	評定	b

			査年度計画に基づく内部監査を実施する。	s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	内部監査年度計画（平成31年3月18日付け30農畜機第7316号）に基づき、調査情報部、企画調整部、畜産振興部、野菜業務部の所掌業務、法人文書の管理、保有個人情報等の管理及び情報セキュリティ対策について内部監査を実施し、内部監査報告書を取りまとめ、理事長に報告した。 （別添8-1）	評価b 内部監査年度計画における被監査部署4部署及び3テーマ（計7件）について、計画どおり内部監査を実施することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	法人の自己評価は、適当と認められる。	
			オ 業務上のリスクを適切かつ効率的に管理するため、リスク管理の取組を推進する。	オ リスク管理対策の推進 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 令和元年9月13日にリスク管理委員会を開催し、各部におけるリスク管理の実施状況等について審議した。 また、リスク管理委員会での意見等を踏まえ、リスク管理の形骸化を防止するため、若手職員を対象とした研修会を実施し、リスク管理導入の経緯や業務上問題となった最近の事例と対応策などリスク管理に関する幅広いテーマにより説明を行った。 さらに、総務部と連携し、イントラネット上に内部統制のポータル的なサイトを作成し、内部統制本体に関わる情報と併せ、リスク管理に係る情報についても整理・掲出した。	＜評価と根拠＞ 評価b 計画どおりリスク管理委員会を開催し、リスクの適切かつ効率的な管理に十分取り組んだ。 ＜課題と対応＞ 特になし	評価	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	
			カ 個人情報の適正な	カ 個人情報保護対策	＜主要な業務実績＞	＜評価と根拠＞	評価	b

		取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。	の推進 s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	平成 31 年 4 月 25 日、令和元年 6 月 14 日及び 6 月 19 日に開催された個人情報保護制度の運用に関する研修会（総務省）に職員 4 名を参加させた。また、地方事務所において派遣職員を対象に指導を行った（鹿児島：7 月、10 月 那覇：10 月）。 令和元年 11 月 25 日～12 月 6 日の間に実施されたコンプライアンスに関する認識度調査において、個人情報の保護についてセルフチェックを行い、個人情報の漏えい防止のための対応が概ね適切に行われていることを確認した。 このほか、令和 2 年 2 月 27 日から 3 月 11 日に個人情報保護管理担当者（各課長）を対象に個人情報に係る取得から廃棄に至る各段階の取扱いに関する自己点検を実施し、その結果に従って、必要な指導を行った。	評価 b 個人情報保護に関する研修、認識度調査、個人情報保護管理担当者の自己点検及びその結果に対する指導を通じて、個人情報保護対策を十分に推進することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	法人の自己評価は、適当と認められる。		
		（2）コンプライアンスの推進 機構に対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコン	（2）コンプライアンスの推進 法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、コンプライアンス委員会で審議された平成 31 年度コンプライアンス推進計画に基づくコンプライアンスを推進する。	（2）コンプライアンスの推進 s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分で	＜主要な業務実績＞ 令和元年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口（内部相談窓口・外部相談窓口）の適切な運用、e ラーニング研修や外部講師研修等の実施、認識度調査、推進状況の点検、「コ	＜評価と根拠＞ 評価 b 令和元年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンスを推進することができた。 また、コンプライアンス推進相談等窓口について、リーフレット等の	評価	b
		法人の自己評価は、適当と認められる。						

				あり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	ンプライアンス推進週間」（5月、10月）における啓発活動、他法人等における事例の共有、教育資材の活用等について、計画どおり実施した。 特にコンプライアンス推進相談等窓口については、平成30年度に策定した内部統制に関する改善方針及びその具体化方策を踏まえ、相談者に安心感を持って利用してもらえるよう、中堅・若年職員等との意見交換を行いつつ相談後の流れ等を記載したリーフレットや想定される相談内容を類型化した事例集を作成し、機構内に配布するなど、効果的な周知を図った。 また、令和2年3月12日にコンプライアンス委員会を開催し、令和元年度コンプライアンス推進計画の実施状況を報告するとともに、令和2年度コンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定した。 (別添8-2、8-3)	作成・配布を通じ機構内に改めて周知をしたほか、コンプライアンス委員会を開催し、令和元年度コンプライアンス推進計画の実施状況を報告するとともに、令和2年度コンプライアンス推進計画を策定することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし					
2 職員の人事に関する計画	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	○2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）				<table><tr><td>評価</td><td>B</td></tr><tr><td colspan="2">＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：4</td></tr></table>	評価	B	＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：4	
評価	B										
＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：4											

	機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握するとともに、研修等による人材の育成及び適切な配置を行う。	(1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、適正な新規採用等を着実に実施する。	(1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。	◇(1) 職員の人事に関する方針 (指標＝職員の適正な配置、人事評価制度等) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 勤務状況管理システムにより各部署の職員の勤務時間等をリアルタイムで把握しつつ、人事管理・人材育成に関する指針等を踏まえて職員の適正配置を行ったほか、人事評価及び管理職ポストオフをそれぞれの制度に基づき実施した。 また、令和元年度において4名の新規採用及び9名の中途採用を行った。	<評価と根拠> 評価b 機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、職員の適正配置、人事評価、管理職ポストオフ、新規採用等の取組を適切に実施した。 <課題と対応> 特になし	評価sの小項目数：0×4点＝ 0点 評価aの小項目数：0×3点＝ 0点 評価bの小項目数：4×2点＝ 8点 評価cの小項目数：0×1点＝ 0点 評価dの小項目数：0×0点＝ 0点 合計 8点（8／8＝100%） ・職員の人事に関する計画については、勤務状況管理システムにより職員の勤務管理の効率化が図られたほか、人事評価制度、管理職ポストオフ制度が適切に実施されている。 ・職員の総合的能力を養成するための階層別研修、専門的能力を養成するための専門別研修については、年間を通じて計画的に十分実施されている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし	
	機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握するとともに、研修等による人材の育成及び適切な配置を行う。	(1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、適正な新規採用等を着実に実施する。	(1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。	◇(1) 職員の人事に関する方針 (指標＝職員の適正な配置、人事評価制度等) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 勤務状況管理システムにより各部署の職員の勤務時間等をリアルタイムで把握しつつ、人事管理・人材育成に関する指針等を踏まえて職員の適正配置を行ったほか、人事評価及び管理職ポストオフをそれぞれの制度に基づき実施した。 また、令和元年度において4名の新規採用及び9名の中途採用を行った。	<評価と根拠> 評価b 機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、職員の適正配置、人事評価、管理職ポストオフ、新規採用等の取組を適切に実施した。 <課題と対応> 特になし	評価sの小項目数：0×4点＝ 0点 評価aの小項目数：0×3点＝ 0点 評価bの小項目数：4×2点＝ 8点 評価cの小項目数：0×1点＝ 0点 評価dの小項目数：0×0点＝ 0点 合計 8点（8／8＝100%） ・職員の人事に関する計画については、勤務状況管理システムにより職員の勤務管理の効率化が図られたほか、人事評価制度、管理職ポストオフ制度が適切に実施されている。 ・職員の総合的能力を養成するための階層別研修、専門的能力を養成するための専門別研修については、年間を通じて計画的に十分実施されている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし	

	とする。 〔参考１〕 期初の常勤職員数の見込み 237 人 期末の常勤職員数の見込み 250 人（期初の常勤職員数に TPP11 協定の発効に伴い追加される加糖調製品からの調整金徴収業務に係る増員数 13 人を加えた数） 〔参考２〕 中期目標期間中の人件費総額見込み 10,643 百万円 （３）業務運営能力等の向上 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修を行う。 ア 職員の総合的能力を養成するため階層別研修（初任者、一般職員、管理職）を実施する。	とする。 （３）業務運営能力等の向上 職員の事務処理能力の向上を図るため、業務運営能力開発向上基本計画に基づき、研修を実施する。 ア 職員の総合的能力を養成するための階層別研修として以下の研修を実施する。 （ア）初任者研修として、ビジネスマナー研修、初任者現場研修等 （イ）一般職員研修として、農村派遣研修、行政実務研修、統計研修等 （ウ）管理職研修として、新任管理職研修等	かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する （各年度の年度計画において規定されている具体的な常勤職員数の目標に基づき、達成度合を評価する） （３）業務運営能力等の向上 ア 階層別研修の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 令和元年度新規採用者等に対し、職員として必要な基礎知識や職場への適応力を付与することを目的に、以下の研修を実施した。 ア 新聞購読研修（11 月～3 月、令和2 年度新規採用予定者6 名） イ 採用時衛生研修（4 月、11 月、令和元年度新規採用者4 名、中途採用者9 名） ウ 業務概要習得研修（4 月、11 月、令和元	おり 250 人を上回っていないことを確認した。 ＜課題と対応＞ 特になし ＜評価と根拠＞ 評価 b 階層別に求められる職員の総合的能力を養成するため、階層別研修を計画どおり実施することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><th>評価</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評価	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

				年度新規採用者 4 名、 中途採用者 9 名) エ ビジネスマナー研 修（4 月、令和元年度 新規採用者 4 名） オ 初任者現地研修（2 月、令和元年度新規採 用者等 12 名） 一般職員に対し、係 員、係長、課長補佐、課 長代理のそれぞれの階 層において職務遂行能 力や資質を高めること を目的に以下の研修を 実施した。 ア 農村派遣研修（7～ 12 月、9 名） イ 行政実務研修（7～ 6 月、3 名） ウ 係長研修（2 月、17 名） エ 上級中堅職員研修 （2 月、1 名） オ 役員等を講師とし た機構業務の位置付 け等に係る研修（7、 9、1、2 月、349 名） 管理職に対し、必要と される知識及び技能を 付与し、管理者としての 能力を高めることを目 的に以下の研修を実施 した。 ア 新任管理職研修 （10、11、12 月、7 名） イ 中堅管理職研修 （12、2 月、4 名）						
	イ 職員の専門的能力 を養成するため、必要に	イ 職員の専門的能力 を養成するため、人事異	イ 専門別研修の実施 s：取組は十分であり、	<主要な業務実績> 職員の専門能力を養	<評定と根拠> 評定 b	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

		応じて、会計事務職員研修、情報ネットワーク維持管理研修、衛生管理者養成研修等の専門別研修を実施する。	動にに応じて、各部署で必要とされる能力を確保するため、必要に応じて下記の研修を受講させる。 (ア)会計関連研修として、会計事務職員研修 (イ)広報・システム関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修 (ウ)総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修 (エ)監査関連研修として、内部監査研修等 (オ)調査情報関連研修として、語学力向上研修、海外派遣研修、 (カ)畜産関連研修として、中央畜産技術研修会、食肉基礎研修	かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	成するため、以下の研修を実施した。 ・会計関連研修 会計事務職員研修（10～11月、1名） ・広報・システム関連研修（6月、1名） ・情報ネットワーク維持管理研修（11、12月、2名） ・総務・人事関連研修 ア 衛生管理者養成研修（8月、1名） イ 個人情報保護研修（4、6月、4名） ・監査関連研修 内部監査研修（8月、1名） ・調査情報関連研修 ア 語学向上研修（9～12月、3名） イ 海外派遣研修（2月、1名） ウ JETRO派遣（海外派遣を含む）研修（4月～3月、3名） ・畜産関連研修 ア 中央畜産技術研修（6、7、9、11月、18名） イ 食肉基礎研修（12月、5名）	職員の専門的能力を養成するための専門分野別研修を計画どおり実施することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし					
3	情報公開の推進	3	情報公開の推進	○3			<table><tr><td>評価</td><td>B</td></tr><tr><td colspan="2">＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：6 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：0×3点＝0点</td></tr></table>	評価	B	＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：6 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：0×3点＝0点	
評価	B										
＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：6 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：0×3点＝0点											

						評価 b の小項目数：6 × 2 点＝ 12 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 12 点（12／12＝100％） ・資金の流れについては、ホームページに公表するとともに、法人からの補助対象者等についても、適切に公表している。また、平成 30 年度の実績については、国からの交付額、畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れ、事業返還金の活用理由等の情報を加え、積極的かつ分かりやすく公表している。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし
（１）情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。 （２）資金の流れ等についての情報公開の推進	（１）情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、同法第 22 条第 1 項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。 （２）資金の流れ等についての情報公開の推進	（１）情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、同法第 22 条第 1 項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。 （２）資金の流れ等についての情報公開の推進	◇（１）照会事項への対応 情報提供した事項に関する照会についての原則として翌業務日以内の対応 s：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100％であった c：達成度合は、80％以上 100％未満であった d：達成度合は、80％未満であった （２）資金の流れ等についての情報公開の推進	＜主要な業務実績＞ 情報提供した事項に対する照会件数 5 件のうち、翌業務日以内の回答は 5 件であった。（別添 8－4）	＜評価と根拠＞ 評価 b 5 件のうち 5 件について、翌業務日以内に対応し、達成度合は 100％（5 件/ 5 件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評価 b
						法人の自己評価は、適当と認められる。

	機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。	機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。	機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の取組を行う。 ア 畜産関係業務、野菜関係業務 （ア）機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を９月末までに公表する。	◇ア 畜産関係業務、野菜関係業務 （ア） 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進 分母を公表回数とし、分子を９月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100％であった c：達成度合は、80％以上100％未満であった d：達成度合は、80％未満であった	＜主要な業務実績＞ 畜産関係業務及び野菜関係業務において、機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を令和元年９月末までにホームページにおいて公表した。	＜評定と根拠＞ 評定b 計画どおり９月末までに公表することができた。達成度合は100％（２回/２回）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし		
	これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度９月末までに公表する。	（イ）生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を９月末までに公表する。	（イ）生産者等への資金に係る情報公開の推進 分母を公表回数とし、分子を９月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる	＜主要な業務実績＞ 畜産関係業務及び野菜関係業務において、生産者に渡った資金の事業別、地域別の総額を令和元年９月末までにホームページにおいて公表した。	＜評定と根拠＞ 評定b 計画どおり９月末までに公表することができた。達成度合は100％（２回/２回）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし			

	特産関係（砂糖・でん粉）の交付金交付業務の運営状況等については、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。	特産関係（砂糖・でん粉）については、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。	イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務 機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。	◇イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務 分母を公表回数とし、分子を四半期終了月の翌月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について四半期終了月の翌月末までにホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評定b 計画どおり四半期の終了月の翌月末までに情報を公表することができた。達成度合は100%（4回/4回）であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr></table> 法人の自己評価は、適当と認められる。	評定	b
	評定	b							
	また、畜産業振興事業により、事業実施主体において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているも	また、畜産業振興事業により事業実施主体において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているも	ウ 畜産業振興事業により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等に準じて定めた基準に基づき、基金の保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめて公表する。	◇ウ 機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の推進 分母を機構からの補助金により造成された基金数とし、分子を公表した基金数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成の	<主要な業務実績> 基金管理基準に基づき、以下の6基金について、名称、基金額等の基本的事項等を令和元年11月11日にホームページにおいて公表した。 ①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支援資金 ③貸付機械取得資金 ④事業準備財産 ⑤畜産高度化支援リース基金	<評定と根拠> 評定b 基金管理基準に基づき、基本的事項を公表することができた。達成度合は100%（6基金/6基金）であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr></table> 法人の自己評価は、適当と認められる。	評定	b
評定	b								

	のも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。			ための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	⑥加工原料乳生産者積立金				
	このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを公表するとともに、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等、積極的に説明責任を果たすものとする。	このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。また、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行う。	エ 畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。	◇エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 平成30年度の実績に係る畜産業振興資金に繰り入れられた補助事業に係る返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等を付記した上で、わかりやすい内容で令和元年9月12日にホームページにおいて公表した。	＜評定と根拠＞ 評定b 平成30年度の畜産業振興事業の実績について、畜産振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを、わかりやすい内容で9月末までに公表することができた。達成度合は100%（1回/1回）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr></table> 法人の自己評価は、適当と認められる。	評定	b
	評定	b							
4 消費者等への広報	4 消費者等への広報	4 消費者等への広報	○4 消費者等への広報			<table><tr><th>評定</th><td>B</td></tr></table> ＜評定に至った理由＞ 小項目の評定は1つのaを除きいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：5 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：4×2点＝8点 評価cの小項目数：0×1点＝0点	評定	B	
評定	B								

	消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに、機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信する。 また、ホームページによる情報提供については、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。	(1) 消費者等への情報の提供 消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。	(1) 消費者等への情報の提供 消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。 ア 広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。	◇(1) 消費者等への情報提供 ア 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった	＜主要な業務実績＞ 各部の幹部職員から構成される広報推進委員会を5回開催し、ホームページやその他の広報活動の改善・強化につなぐる方策等を検討し、その結果を踏まえ、機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため	＜評価と根拠＞ 評価b ホームページ等の改善を図るため、広報推進委員会において、広報活動の改善と強化について検討し、広報活動の改善・強化に努めることができた。	評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 11点（11／10＝110％） ・ホームページ等を通じた情報提供について、スマホ対応を図るとともに、フェイスブックによる機構関連情報を随時発信するなど、利用者の利便性を高めている。 ・また、農畜産業及びその関連産業の発展に資するため、これらの業種に携わる事業者又はその構成する団体がホームページにバナー広告を掲載する機会を新たに提供している。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし	
							評価	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	

			c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	のコンテンツの改善や低年齢層の子供の興味関心を惹く情報の充実を図るためのキッズコーナーの見直し等を行った。 (別添8-5)	＜課題と対応＞ 特になし			
	ア 消費者等へのアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ、ホームページ等の充実を図る。	イ 消費者等の情報ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施するとともに、その結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。	イ 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 消費者ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を令和2年1月に実施した。(全国15歳以上の男女、有効サンプル数は200名) (別添8-6)	＜評定と根拠＞ 評定b 令和2年度における情報提供の参考とするため、計画どおりアンケート調査を実施することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr></table> 法人の自己評価は、適当と認められる。	評定	b
評定	b							
			ウ ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 機構の業務運営に対する国民の理解を更に深めるため、機構の業務の役割や必要性を紹介したコンテンツに Q&A 方式（職員インタビュー）によるより分かりやすい説明を追加し、ホームページに掲出した。 また、低年齢層の子供の興味関心を惹く情報の充実を図るため、ホームページのキッズコーナーの自由研究のコンテンツにおいて、実験工	＜評定と根拠＞ 評定b 機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、既存のコンテンツをより分かりやすく更新しホームページに掲載することで、機構の業務の必要性・意義をより分かりやすい形で消費者等に情報提供することができた。 また、フェイスブックによる情報発信を行うことで、機構の業務活動について広く消費者等	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr></table> 法人の自己評価は、適当と認められる。	評定	b
評定	b							

			る	程等に写真やイラストを多用して分かりやすく親しみやすいページに更新するなどの見直しを行った。 併せて、平成 30 年度に実施したアンケートにおいて、農畜産物の価格等を知りたいとの消費者の回答が多かったことを踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」に野菜の小売価格動向（ベジ探へリンク）等を掲載した。 （別添 8-7） さらに、機構の認知度を向上させるとともに、農畜産業や機構業務への理解を深め機構のファンを増やすため、フェイスブックにより随時情報発信を行った。	の理解を得るとともに機構の認知度を向上させることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし					
	イ 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。	ウ 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。	エ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催 （指標＝消費者等との意見交換会、セミナー等の実施） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であ	＜主要な業務実績＞ 砂糖を使用した和菓子の製造技術や品質及び砂糖価格調整制度等について、消費者等の理解促進を図るため、和菓子の製造企業を消費者代表や大学関係者の方々と訪問し、関係者との意見交換会を実施した。 （別添 8-8） このほか農林水産省等が主催する食育推進全国大会、実りのフェスティバル等へ出展し、機構の業務等について情報を発信した。	＜評定と根拠＞ 評定 b 意見交換会に参加した方からは、砂糖の制度等への理解が深まったとの意見が出されたほか、消費者団体のホームページや機関紙、大学のゼミ等の授業を通して広くフィードバックされるなどにより、食品製造業の実態及び機構業務の必要性等への理解の促進を図ることができた。 また、alic セミナーでは、特に海外の牛肉産	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

			り、抜本的な改善を要する	さらに、alic セミナーの開催（6回）、広報誌の発行（6回）等を通じて、消費者等への情報提供に取り組んだ。 （別添8-9、8-10）	業、酪農・乳製品の需給見通しや持続可能な畜産物生産等のタイムリーなテーマを取り扱ったことにより、参加者アンケートにおいて大宗が「良かった」・「まあ良かった」との回答結果が得られ、高評価を得ることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし					
	（2）ホームページの機能強化 ホームページによる情報提供については、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページのスマートフォンへの対応等、ホームページの機能強化に努める。	（2）ホームページの機能強化 ホームページの機能強化を図るため、以下の取組を行う。 ア ホームページの改善等に反映させるため、ホームページの活用状況の集計・分析を実施する。 イ アの集計・分析結果、アンケート調査結果、情報検討委員会の意見等を踏まえた検討を行い、ホームページをスマートフォンへ対応させるなど必要に応じてその結果をホームページに反映させる。	◇（2）ホームページの機能強化 （指標＝活用状況の集計・分析、必要に応じたホームページへの反映） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ アクセス解析ソフトによりホームページのアクセス数等の集計分析を行い、各部へアクセス分析の結果を提供し、情報提供の充実に活用した。 （別添8-11） 平成29年度から順次行ってきたホームページのスマートフォンへの対応について、令和元年度は、トップページの英語サイトのコンテンツを対象に実施した。 また、農畜産業及びその関連産業の発展に資するため、これらの業種に携わる事業者又はその構成する団体がホームページにバナー広告を掲載する機会を新たに提供した。	＜評価と根拠＞ 評価 a ホームページのアクセス分析を行うことにより、情報提供のテーマ選定の検討等に活用することができた。 ホームページのスマートフォンへの対応を通じて、機構の業務の必要性・意義を消費者等により分かりやすく利便性の高い形で情報提供することができた。 また、農畜産業及びその関連産業に携わる事業者等に対し、機構のホームページを広告媒体として活用できる機会を新たに提供することにより、これらの事業の発展に資することができた。 このことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られたため、a 評価とした。	<table><tr><th>評価</th><th>a</th></tr><tr><td colspan="2">平成29年度から順次行ってきたホームページのスマートフォンへの対応について、令和元年度は、トップページの英語サイトのコンテンツを対象に実施。また、農畜産業及びその関連産業の発展に資するため、これらの業種に携わる事業者又はその構成する団体がホームページにバナー広告を掲載する機会を新たに提供したことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a 評価とした。</td></tr></table>	評価	a	平成29年度から順次行ってきたホームページのスマートフォンへの対応について、令和元年度は、トップページの英語サイトのコンテンツを対象に実施。また、農畜産業及びその関連産業の発展に資するため、これらの業種に携わる事業者又はその構成する団体がホームページにバナー広告を掲載する機会を新たに提供したことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a 評価とした。	
評価	a									
平成29年度から順次行ってきたホームページのスマートフォンへの対応について、令和元年度は、トップページの英語サイトのコンテンツを対象に実施。また、農畜産業及びその関連産業の発展に資するため、これらの業種に携わる事業者又はその構成する団体がホームページにバナー広告を掲載する機会を新たに提供したことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a 評価とした。										

					＜課題と対応＞ 特になし		
5 情報セキュリティ対策の向上	5 情報セキュリティ対策の向上	5 情報セキュリティ対策の向上	○ 5 情報セキュリティ対策の向上			評価	B
						＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上120%未満であることから、評価はBとした。	
						小項目の総数：2 評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：2 × 2 点＝ 4 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 4 点（4 / 4 =100%）	
						・令和元年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき、関係する規程の改正を行うとともに、情報セキュリティに係る訓練、研修、自己点検等の取組及び情報機器等の更改、導入を計画どおり実施している。 ・また、情報セキュリティ委員会において、令和元年度情報セキュリティ対策推進計画の実績を基に令和2年度の同計画を策定し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図っている。	
						＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・情報セキュリティについては、政府機関統一基準群等の改正を踏まえた関連規程等の見直し、標的型メール攻撃を想定した訓練、不許可端末遮断装置の導入等の取組を行っており、重大なインシデントは発生していないが、今後も十分な対策を講じる必要がある。	
					＜その他事項＞ 特になし		
サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法	（1）サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年	（1）サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年	◇（1）情報セキュリティ対策の向上	＜主要な業務実績＞ 令和元年度情報セキ	＜評価と根拠＞ 評価 b	評価	b
						法人の自己評価は、適当と認められる。	

律第 104 号) 第 25 条第 1 項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	法律第 104 号) 第 25 条第 1 項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	法律第 104 号) に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	(指標＝規程等の見直し、規程等の周知、実施状況の点検、監査、対策の改善等) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	ュリティ対策推進計画に基づき、以下①から⑨の取組を実施した。 ① 情報システム台帳の更新を行った上で、各部署に対してヒアリングを行い、各情報システムの現状、今後の更改等の予定、費用等を把握した。 ② 役職員を対象として、外部講師による情報セキュリティ研修会、e ラーニング及び標的型メール訓練を実施した。 ③ 標的型攻撃メール等によるウィルス感染防止のポイントや不審メールの見分け方等について、役職員に対してポップアップ形式により毎日繰り返し周知を行った。 ④ 役職員による自己点検を行うとともに、点検結果に基づく各部の改善結果を評価し、得られた共通的な留意点について、次年度の自己点検計画に反映させることとした。 ⑤ 前年度に旧フォルダから分離したスペシャルフォルダ(個人情報など機密性の高い情報を保存)について、旧フォルダからのデータ移行及び新たなアクセス権限の設定を実施し、8 月から	令和元年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき、関係する内部規程の改正を行うとともに、情報セキュリティに係る訓練、研修、自己点検等の取組及び情報機器等の更改、導入を計画どおり実施することができた。 また、情報セキュリティ委員会において、令和元年度情報セキュリティ対策推進計画の実績を総括し、審議した上で、令和 2 年度の同計画を策定し、PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ることができた。 <課題と対応> 特になし。	
---	--	---	--	---	---	--

				運用を開始した。 ⑥ 役職員用端末について、ウィンドウズ 10 へのアップデートを 9 月に実施した。また、不許可端末遮断装置を導入し、12 月から運用を開始するとともに、ファイルサーバ・メールサーバ等の更改を行い、3 月から運用を開始した。 ⑦ プロキシサーバ、IPS による外部監視サービス、ファイル暗号化システム及び振舞検知ソフトについて、運用を継続した。 ⑧ NISC からの情報セキュリティ監査に係る監査結果報告を受け、所見に対する改善結果及び改善計画を取りまとめ、NISC へ提出するとともに、12 月に実施されたフォローアップに対して、適切に対応した。 ⑨ 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群等の改正等を踏まえ、情報セキュリティ規程の一部改正を行った。 なお、令和 2 年 3 月 24 日に情報セキュリティ委員会を開催し、令和元年度情報セキュリティ対策推進計画の実績を報告するとともに、令和 2 年度情報セキュリテ	
--	--	--	--	---	--

				イ対策推進計画の了承を得た。				
	（２）農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。 特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。	（２）緊急時を含めた連絡体制の整備 所管部局との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について所管部局との情報交換を積極的に行う。 特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに所管部局の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。	◇（２）緊急時を含めた連絡体制の整備 （指標＝所管部局との連絡体制の整備、情報交換の実施等） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 農林水産省の担当部局を含めた緊急時の連絡網の整備・更新を行った。また、ソフトウェアの脆弱性情報の共有やセキュリティに関するアップデートの実施状況等について、同省の担当部局に連絡・相談することにより情報交換を行った。 このほか、機構内の各情報システム責任者等の名簿についても整備・更新し、連絡体制を整備した。	＜評定と根拠＞ 評定b 緊急時を含めた連絡体制の整備等について、農林水産省担当部局との連絡網の整備・更新、同部局との情報セキュリティに係る適時の情報交換を的確に実施することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr></table> 法人の自己評価は、適当と認められる。	評定	b
評定	b							
－	6 施設及び設備に関する計画 予定なし	6 施設及び設備に関する計画 予定なし	－	－	－	<table><tr><td>評定</td><td>－</td></tr></table> －	評定	－
評定	－							
						<table><tr><td>評定</td><td>B</td></tr></table> ＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はbであり、この数値の割合が基準となる数値の 80％以上 120％未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：1 評定sの小項目数：0×4点＝ 0点 評定aの小項目数：0×3点＝ 0点 評価bの小項目数：1×2点＝ 2点 評価cの小項目数：0×1点＝ 0点 評価dの小項目数：0×0点＝ 0点 合計 2点（2／2＝100％） ・前中期目標期間繰越積立金については、該当する勘定においてそれぞれ適切に管理されている。	評定	B
評定	B							

						<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし
一	7 積立金の処分に関する事項 畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号。以下「機構法」という。）附則第 8 条第 1 項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第 10 条第 1 号ニからチまでに規定する業務、同条第 5 号ニ及びホに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項に規定する業務に充てることとする。	7 積立金の処分に関する事項 畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号。以下「機構法」という。）附則第 8 条第 1 項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第 10 条第 1 号ロからヘまでに規定する業務、同条第 5 号ホ及びビに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項に規定する業務に充てることとする。	○ 7 前期中期目標期間繰越積立金の処分 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> （畜産勘定） 畜産勘定の前中期目標期間繰越積立金 870 百万円は、旧農畜産業振興事業団より承継した株式会社への出資の持分として、機構法附則第 8 条第 1 項に基づき管理している。 （補給金等勘定） 平成 30 年度決算において 4,166 百万円の当期純損失を計上したため、機構法第 10 条第 1 号ロからヘまでに規定する業務に前中期目標期間繰越積立金(30 年度末残高 27,622 百万円)を充てた。 （でん粉勘定） 平成 30 年度決算において、当期純利益を計上したため、前中期目標期間繰越積立金(30 年度末残高 2,960 百万円)の充当実績はなかった。 （肉用子牛勘定） 平成 30 年度決算において 2,086 百万円の当期純損失を計上したため、肉用子牛生産安定等特	<評定と根拠> 評定 b 前中期目標期間繰越積立金は、畜産勘定、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定においてそれぞれ適切に管理されている。 <課題と対応> 特になし	評定 b
						法人の自己評価は、適当と認められる。

					別措置法第 3 条第 1 項に規定する業務に前中期目標期間繰越積立金（30 年度末残高 4,161 百万円）を充てた。			
	6 長期借入れを行う場合の留意事項 機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。	8 長期借入れを行う場合の留意事項 機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。	－	○ 8 長期借入れを行う場合の留意事項 長期借入金の極力有利な条件での借入れ s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 長期借入れは行わなかった。	＜評価と根拠＞ 評価－ ＜課題と対応＞ －	評価	－
							－	

4. その他参考情報
特になし